

第71回全国肢体不自由教育研究協議会  
(北海道大会)

講話

「特別支援教育の動向と肢体不自由教育への期待」  
～授業づくりと子供の学びを中心に～



初等中等教育局 視学官

菅野 和彦

(併) 特別支援教育課特別支援教育調査官



## 事例4 北海道真駒内養護学校 「郷土について知ろう」～アイヌの言葉や文化～

本校中学部では、総合的な学習の時間全体計画に基づき、探究課題として、学年進行によって「地域を知る」「交流学习」「郷土を知る」「世界を知る」「進路」の五つの内容を取り扱っている。

【特集】  
総合的な学習(探究)の時間

### 特別支援教育

令和7年 夏 No.98

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 / ISSN 1346-3268 MEXT 67

【課題】  
「スタートラップ」が変える  
スポーツの世界

【目次】  
●連載講座「実践！ICT活用  
子供をさせるネットワーク  
卒業生は今 ●研究最新情報  
●教育委員会の取組  
●施策たより



① 課題の設定	② 情報の収集	③ 情報の整理・分析	④ まとめ・表現
より複雑な問題状況 確かな見通し、仮説	より効率的・効果的な 手段、多様な方法からの 選択	より深い分析 確かな根拠付け	より論理的で効果的 な表現、内省の深まり
↓	↓	↓	↓
・自分たちの住む身近な土地の地域名である「サッポロ」「マコマナイ」とアイヌの言葉や意味、アイヌ文化の特徴はどのようなものかを考える。身近には多くのアイヌ文化があるかもしれない。	・絵本教材の読み聞かせで、アイヌの特徴を知る。 ・アイヌの言葉の地名やアイヌ文様を見たり聞いたりして特徴を知る。 ・動物の剥製を見たり触ったりして、アイヌと動物の関係を調べる。	・講師からアイヌの言葉やあいさつを学び、アイヌ文化の特徴を確かめる。 ・アイヌの伝統的な服装をはじめ、歌や器楽演奏を通して、アイヌ文化を体験する。	・スライドを見ながら、アイヌの言葉やあいさつを確認し、探究課題であるアイヌ文化の特徴について振り返る。 ・講師に学習の感想やお礼の手紙を作成する。



アイヌ文化においてフクロウは、非常に重要な存在で、村を守る神や、猟の際に熊の場所を知らせる神として崇拝されている

自分たちの住んでいる地域の地名には、次のような意味があることを知った。「サッ・ポロ」には、乾いた広いところ、「マク・オマ・ナイ」には、山の奥にある川という意味がある

社会科の「札幌について調べよう」でアイヌ文化を取り上げたり、美術科で「いろいろな模様」を学習する際にアイヌ文様を取り入れたりするなど、他教科との関連を図ることにより、学んだことを実生活と結び付け、深く学べるように工夫している。



# 1

## 中央教育審議会

初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について（諮問）

## 学習指導要領の改訂へ向けた議論が開始

令和6(2024)年12月25日の中央教育審議会諮問を受け、学習指導要領の改訂に向けた議論が始まりました。改訂は約10年ごとに実施され、中央教育審議会での有識者等による議論や、パブリックコメントで一般の方からの意見募集を経て行われます。

### 学習指導要領改訂の大まかな流れ



# 初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について (令和6年12月25日中央教育審議会諮問)【概要】

## 子供たちを取り巻くこれからの社会の状況

- 不確実性の高まり（少子化・高齢化、グローバル情勢の混迷、生成AI等デジタル技術の発展等）  
→子供たちは、激しい変化が止まることがない時代を生きる
- 労働市場の流動性の高まり、マルチステージの人生モデルへの転換  
→自らの人生を舵取りする力を身に付けることの重要性
- 内なるグローバル化やデジタル化の負の側面等による社会の分断の芽への指摘  
→多様な他者と、当事者意識を持った対話により問題を発見・解決できる「持続可能な社会の創り手」を育てる必要性
- テクノロジーは変化に伴う困難だけでなく多様な個人の思いを具現化するチャンスも生み出す  
→生産年齢人口が急減する中、あらゆる資源を総動員し、全ての子供が豊かな可能性を開花できるようにすることが不可欠

## 現在の学校現場の状況

- 現行学習指導要領は、「社会に開かれた教育課程」を理念に掲げ、「何を学ぶか」だけでなく、「何ができるようになるか」を明確化し、「どのように学ぶか」の重要性を強調し、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を提示
- コロナによる制約に苦しみながらも、GIGAスクール構想による1人1台端末環境も活用し、精力的な授業改善が行われてきた
- 全国学力・学習状況調査やOECDのPISA調査において地域間格差・学力格差の改善も見られている  
→我が国の初等中等教育は、質の高い教師の努力と熱意に支えられ、大きな成果を上げ続けている

## 顕在化している課題

### ①主体的に学びに向かうことができていない子供の存在

- 学ぶ意義を十分に見いだせず、主体的に学びに向かうことができていない子供の増加
- 不登校児童生徒、特別支援教育の対象となる児童生徒や外国人児童生徒、特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の充実とともに、多様性を包摂し、可能性を開花させる教育の実現が喫緊の課題
- これらに向き合うことは、「正解主義」や「同調圧力」への偏りから脱却するとともに、民主的かつ公正な社会の基盤として学校を機能させ、分断や格差の拡大を防ぎ、共生社会を実現する観点からも重要

### ②学習指導要領の理念や趣旨の浸透は道半ば

- 習得した知識を現実の事象と関連付けて理解すること、概念としての知識の習得や深い意味理解をすること、自分の考えを持ち、根拠を持って明確に説明すること、自律的に学ぶ自信がある生徒が少ないこと、等に依然として課題
- 子供の社会参画の意識、将来の夢を持つ子供の割合等についても、改善傾向も見られるものの国際的に見て低い状況

### ③デジタル学習基盤の効果的な活用

- デジタル学習基盤(※)は、一人一人のよさを伸ばし、困難の克服を助ける大きな可能性を秘めているが、効果的な活用は緒に就いたばかり
- 我が国のデジタル競争力は国際比較でも低位であり、デジタル人材育成強化は喫緊の課題
- 「デジタルの力でリアルな学びを支える」との基本的な考えに立ち、バランス感覚を持って、積極的に取り組む必要

(※) GIGA スクール構想による1人1台端末やクラウド環境等のデジタル学習基盤

- **子供たちが社会で活躍する2040年代を展望するとき、初等中等教育が果たすべき役割はこれまで以上に大きい**
- **教師の努力と熱意に対して過度な依存はできず、教育課程の実施に伴う負担への指摘に真摯に向き合う必要性**

→これまでのよい部分を継承し、課題を乗り越え、高等教育との接続改善や国際的な潮流にも配慮しながら、新たな時代にふさわしい在り方を構築する必要

→令和6年8月の中央教育審議会答申に基づく教員の勤務環境整備と整合させつつ、「令和の日本型学校教育」を持続可能な形で継承・発展

# 主な審議事項

## 1 質の高い、深い学びを実現し、分かりやすく使いやすい学習指導要領の在り方

- 生成AIが発展する状況の下、知識の概念としての習得や深い意味理解を促し、学ぶ意味や社会とのつながりが重要となる中、そうした授業改善に直結する学習指導要領とするための方策（特に、各教科等の中核的な概念等を中心に、目標・内容を一層構造化）
- 目標・内容の記載に表形式等を活用すること、学校種間・教科等間の関係を俯瞰しやすくすることのほか、デジタル技術を活用した工夫の在り方
- 重要な理念の関係性の整理（「主体的・対話的で深い学び」、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」、「学習の基盤となる資質・能力」等）
- デジタル学習基盤の活用を前提とした、資質・能力をよりよく育成するための各教科等の示し方
- 学習改善・授業改善に効果的な評価の観点や頻度、形成的・総括的評価の在り方（特に、「主体的に学習に取り組む態度」をはじめ観点別学習状況の把握をより豊かな評価につなげるための改善）

## 3 各教科等やその目標・内容の在り方

- 小中高等学校を通じた情報活用能力の抜本的向上を図る方策（生成AI等に関わる教育内容の充実、情報モラルやメディアリテラシーの育成強化を含む）
- 質の高い探究的な学びを実現するための「総合的な学習の時間」、「総合的な探究の時間」の改善の在り方（情報活用能力の育成との一体的な充実等を含む）
- 高等教育段階でデジタル・理数分野への学部転換等の取組が進む中での、初等中等教育段階における文理横断・文理融合の観点からの改善の在り方
- 生成AIの活用を含めた今後の外国語教育の在り方や、手軽に質の高い翻訳も可能となる中での外国語を学ぶ意義についての考え方
- 教育基本法、学校教育法等に加え、こども基本法の趣旨も踏まえた主体的に社会参画するための教育の改善の在り方
- 多くの教科・科目の構成の改善が行われた高等学校教育について、その一層の定着を図るとともに、職業教育を含めた今後の改善の在り方
- 特別支援学級や通級指導に係る特別の教育課程、自立活動の充実等を含む、障害のある子供の教育的ニーズに応じた特別支援教育の在り方
- 幼児教育と小学校教育との円滑な接続の改善の在り方、設置者や施設類型を問わず、幼児教育の質の向上を図る共通の方策

## 2 多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程の在り方

- 興味・関心や能力・特性に応じて子供が学びを自己調整し、教材や方法を選択できる学習環境デザイン的重要性、デジタル学習基盤を前提とした新たな時代にふさわしい学びや教師の指導性の在り方
- 教師に「余白」を生み、教育の質の向上に資する可能性も含めた、子供たちの可能性が輝く柔軟な教育課程編成の促進の在り方（各種特例校制度等を活用しやすくすること、標準授業時数に係る柔軟性、学習内容の学年区分に係る弾力性、単位授業時間や年間の最低授業週数の示し方）
- 高等学校の生徒の多様性に応える柔軟な教育課程の実現のための、全日制・定時制・通信制を含めた諸制度の改善の在り方
- 不登校児童生徒や特定分野に特異な才能のある児童生徒など、各学校が編成する一つの教育課程では対応が難しい子供を包摂するシステムの構築に向けた教育課程上の特例等の在り方

## 4 教育課程の実施に伴う負担への指摘に真摯に向き合うことを含む、学習指導要領の趣旨の着実な実現のための方策

- 教育課程の実施に伴う過度な負担や負担感が生じにくい在り方（学習指導要領や解説、教科書、入学者選抜、教師用指導書を含む）
- 現在以上に増加させないことを前提とした年間の標準総授業時数の在り方、教育課程の実施に伴う負担に留意した上での、現代的な諸課題を踏まえた様々な教育の充実の在り方
- 新たな学びにふさわしい教科書の内容や分量、デジタル教科書の在り方
- 情報技術など変化の激しい分野において、教師の負担軽減を図りつつ最新の教育内容を扱うことを可能とするための方策
- 各学校での柔軟な教育課程編成を促進し、多様な取組の展開に資する、教育委員会への支援強化、指導主事等の資質・能力の向上の在り方
- コミュニティ・スクールを含む地域や家庭との連携・協働を促進しつつ、過度な負担を生じさせずにカリキュラム・マネジメントを実質化する方策
- 学習指導要領の趣旨・内容について、保護者をはじめ社会全体と共有するとともに、学校種を超えて一人一人の教師に浸透を促す方法の在り方

# 論点整理

第一章 次期学習指導要領に向けた基本的な考え方

第二章 質の高い、深い学びを実現し、分かりやすく使いやすい学習指導要領の在り方

(1) 中核的な概念等を活用した一層の構造化・表形式化・デジタル化

第四章 情報活用能力の抜本的向上と質の高い探究的な学びの実現

(1) 情報活用能力の抜本的向上

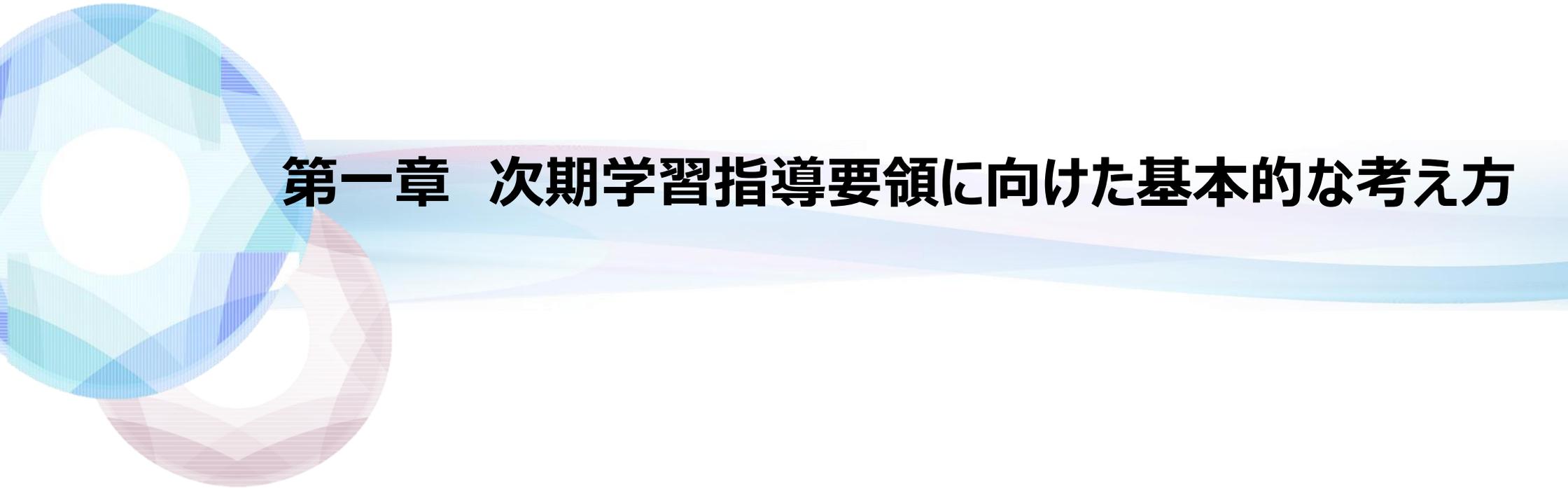
(2) 質の高い探究的な学びの実現

第七章 その他諮問で提起された事項の在り方

(4) 特別支援教育



令和7年9月25日  
中央教育審議会  
教育課程企画特別部会



# 第一章 次期学習指導要領に向けた基本的な考え方



# 次期学習指導要領に向けた基本的な考え方①

## 1 改訂論議を貫く三つの方向性

- 令和6年12月の文部科学大臣による諮問やこれまでの検討を総合的に踏まえ、次期学習指導要領に向けた今後の検討の基盤となる基本的な考え方として、以下を提起する。

生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、自らの人生を舵取りすることができる、民主的で持続可能な社会の創り手を「みんな」で育むため、

①「**主体的・対話的で深い学び**」の実装 (Excellence)

②**多様性の包摂** (Equity)

③**実現可能性の確保** (Feasibility)

の3つの方向性を踏まえて議論を行う。これらの3つの方向性に基づく改善は、教育課程内外のあらゆる方策を用いつつ、三位一体で具現化されるべきものである。

- このうち、①「**主体的・対話的で深い学び**」の実装は、現行学習指導要領が目指している、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通じた資質・能力の育成について、一層の具現化・深化を図るものである。
    - ✓ このため、学習指導要領の目標・内容の構造化・表形式化・デジタル化、学びに向かう力、人間性等の重要概念の整理等により、分かりやすく、使いやすい学習指導要領を目指す。思考力、判断力、表現力等を発揮する中で、知識の概念としての習得や深い意味理解を促すこと、他の学習や生活の場面でも活用できるような、生きて働く「確かな知識」を習得すること、学びに向かう力、人間性等を育成することが一層重要となる中、「主体的・対話的で深い学び」の実装は、**次期学習指導要領に向けた第一の方向性**とすべきものである。これらを進めるに当たっては学校段階間の連携・接続の深化による学びの連続性の確保に一層留意すべきである。
    - ✓ また、このような授業改善に不可欠であるデジタル学習基盤の効果的活用は、育成すべき資質・能力が十分に意識されず「深い学び」に繋がっていない事例もあるなど道半ばである。また、社会のデジタル化がもたらしている負の側面への対応も含め情報活用能力の育成にも様々な課題が見られる。このため、小学校の総合的な学習の時間への「情報の領域（仮称）」の付加、中学校での「情報・技術科（仮称）」の創設等の具体的方策を示した上で、情報活用能力を各教科等における探究的な学びを支える基盤と位置付け、抜本的な向上を図る。こうしたことを進めるに当たっては、知・徳・体のバランスや、人間ならではの身体性や実体験の重要性を十分に踏まえる必要がある。（※）「Excellence」は、「主体的・対話的で深い学び」の実装により実現される質の高い教育を意味する。
  - ②**多様性の包摂**は、多様な個性や特性、背景を有する子供が多くなっている実態に向き合うとともに、こうした多様性を個人及び社会の力に変える観点から、一人一人の意欲が高まり、可能性が開花し、個性が輝く教育の実現を目指すものであり、**第一の方向性と両立させることが不可欠な第二の方向性**である。
    - ✓ このため、「裁量的な時間」をはじめとする「調整授業時数制度」の創設、学年区分の取扱いの柔軟化、高等学校段階における単位制度の柔軟化、不登校児童生徒や特定分野に特異な才能のある児童生徒のための特別の教育課程編成を可能とする制度の創設等により、教育課程全体を包摂的な仕組みに改め、その具現化を図る。
- こうした取組は、一人一人の個性や特性、背景を踏まえた対応が可能な仕組みを整えるという意味で、公正性（equity）の拡大と言える。



## 次期学習指導要領に向けた基本的な考え方②

- ③**実現可能性の確保**は、第一・第二の方向性の両立を支え、実現可能とする観点であり、デジタル学習基盤の更なる充実、教科書や教材、指導書の改善、必要な設備の整備、**総合的な勤務環境整備とも相まって審議全体に通底させるべき第三の方向性**である。
  - ✓ このため、教育課程の枠組みや教科等横断的な事項、今後行われる教科等WGを含む審議全般にわたって、教育課程の実施に伴い教師に過度な負担・負担感が生じないような、持続可能な在り方を追求し、教師と子供の双方に「余白（※）」を創出することで、豊かな学びに繋げる方向を踏まえた検討を行う必要がある。 （※）教育の質の向上のための時間的余裕
- こうした3つの方向性を現時点で端的に表現すれば、「**多様な子供たちの『深い学び』を確かなものに**」と言える。第一の方向性は「深い学び」、第二の方向性は「多様な子供たち」、第三の方向性は「確かなもの」という言葉に主に託されている。
- さらに、「みんな」が示す主体は、学校教育の未来を切り拓く中心的存在である学校の教職員はもとより、**学びの当事者である子供**、人口減少の中で学校を支える主体でもある、**保護者や地域住民、地方公共団体の職員、民間の担い手**も含まれ、「**社会に開かれた教育課程**」や「**個人と社会のウェルビーイングの実現**」といった理念とも深く関わる。今後、各WG等を中心に具体の議論を進める中で、こうした考え方も更に深めていく必要がある。

### 2 自らの人生を舵取りする力と民主的な社会の創り手育成

- 諮問で「正解主義」や「同調圧力」への偏りから脱却し、民主的かつ公正な社会の基盤としての学校を機能させる必要性が指摘された背景には社会全体の構造変化がある。生成AIなどデジタル技術の発展が相まって、皆と同じことができることも重要だが、それ以上に独自の発想や視点に価値が置かれるようになってきている。現在の学校教育の中で主体的に学びに向き合っていない子供も多くなっている。少子化に伴う入試による動機付けの変化、学習時間の減少等も踏まえ、学びの動機付けをアップデートする必要もある。予測困難な時代に、労働市場の流動化や就業期間の長期化、マルチステージの人生モデルへの転換が進む中、しなやかに「**自らの人生を舵取りできる力**」が不可欠となりつつある。また、内なる国際化で人口の多様性が増すとともに、SNSや生成AIの負の側面の影響もあり社会分断の可能性等も指摘される中、デジタル時代に主体的に社会参画する「**民主的な社会の創り手**」の育成も喫緊の課題である。こうした考え方は、教育基本法や学校教育法等の趣旨を踏まえたものである。
  - ✓ このため、全ての幼児児童生徒に育むべき資質・能力育成の具体化・深化と並行して、一人一人の「**好き**」（興味・関心）を育み、「**得意**」を伸ばしながら、それらを原動力として学び全体への動機付けを図っていく取組と、**当事者意識を持って、自分の意見を形成し、多様な他者と対話や合意を図る取組**を同時に進め、これらが有機的に関わり合い高まっていく教育課程に変革していく必要がある。
  - ✓ こうした問題意識の下、本部会では、**学びに向かう力、人間性等**の概念の再整理、総合的な学習・探究の時間を中心とした**質の高い探究的な学びの実現**、デジタル化の負の側面への対応を含む**情報活用能力**の抜本的向上、特別活動を中心とした**主体的な社会参画に関わる教育**の改善、個性・特性に応じた学びの充実に繋がる**裁量的な時間**の創設等を主な具体策として議論してきた。今後、各WG等で更に検討を深める必要がある。

なお、これらは、①「主体的・対話的で深い学び」の実装、②多様性の包摂、という方向性について、**社会全体の構造変化を踏まえて具現化するもの**であり、①②の一部を構成するものである。また、「よりよい学校教育」を通じて「よりよい社会」への移行を図るという意味で、「**社会に開かれた教育課程**」や「**個人と社会のウェルビーイングの実現**」といった理念とも深く関わる。

# 次期学習指導要領に向けた検討の基盤となる考え方

～あらゆる方策を活用し、三位一体で具現化～

主体的・対話的で

## ① 深い学びの実装 (Excellence)

主に第2,3,4,6章

(生きて働く「確かな知識」の習得、資質・能力育成の具体化・深化、「好き」を育み「得意」を伸ばす、情報活用能力の抜本的向上、個別最適な学び・協働的な学び等)

主に第5,7章

(授業時数の適正化・平準化、教科書の精選、構造化、裁量的な時間など様々な方策による教師・子供双方の「余白」の創出、カリキュラム・マネジメント等)

## ② 多様性の包摂 (Equity)

主に第3,7章

(調整授業時数制度、裁量的な時間、個別の児童生徒に係る教育課程の仕組み、デジタル学習基盤を活用した学習環境デザイン、個別最適な学び・協働的な学び等)

## ③ 実現可能性の確保 (Feasibility)

学びをデザインする高度専門職としての教師 デジタル学習基盤をはじめとする基盤整備

「裁量的な時間」をはじめ柔軟な教育課程による余白

総合的な勤務環境整備

多様な子供たちの「深い学び」を確かなものに

生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、

自らの人生を舵取りすることができる

民主的で持続可能な社会の創り手

をみんなで育む

# 自らの人生を舵取りする力 と 民主的で持続可能な社会の創り手 育成 (今後の検討イメージ)

「好き」を育み、「得意」を伸ばす  
(興味・関心)

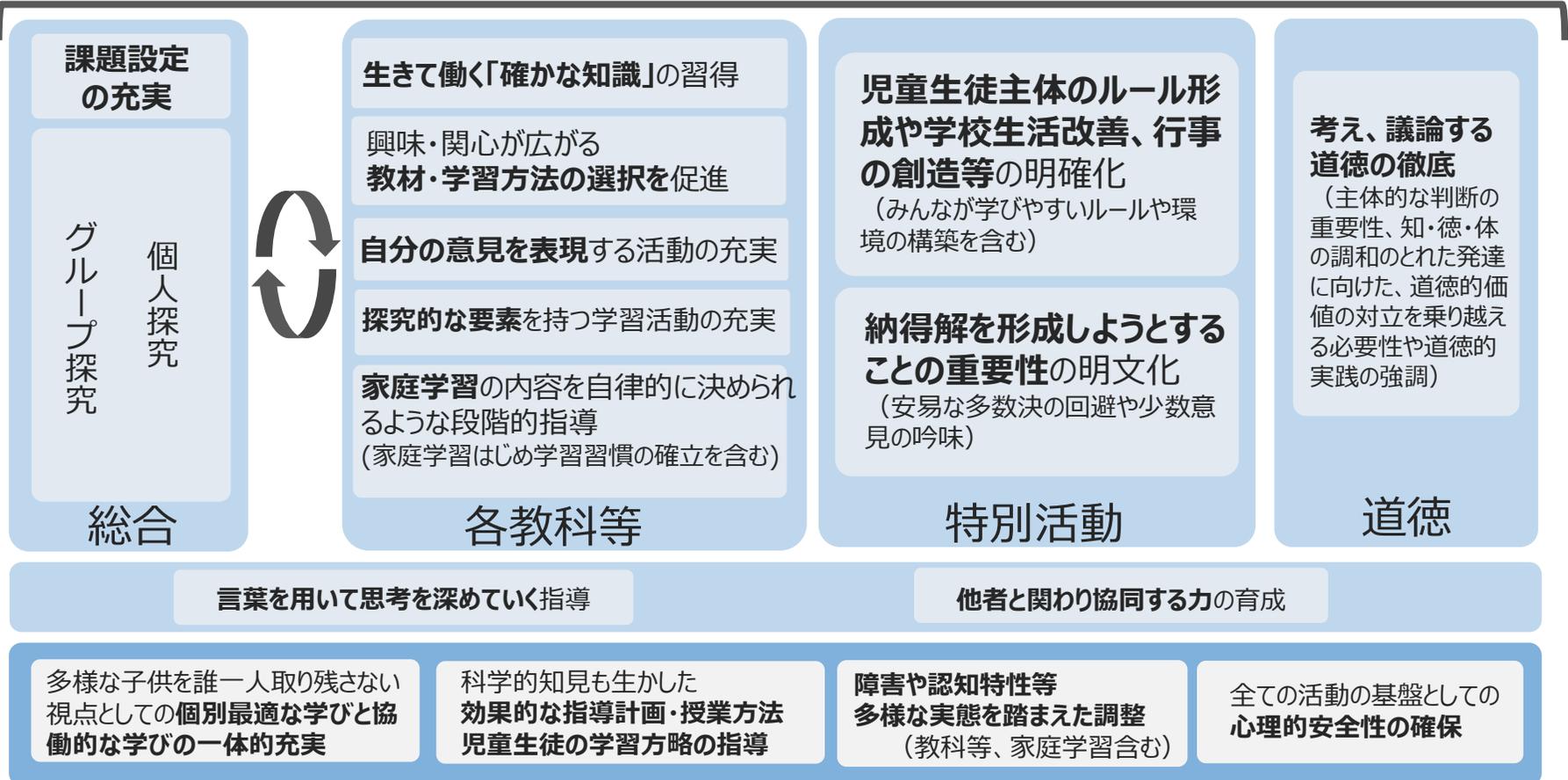


当事者意識を持って、自分の意見を  
形成し、対話と合意ができる

## 【各教科等での検討イメージ】

好き・得意をベースとした  
主体的な進路選択の促進

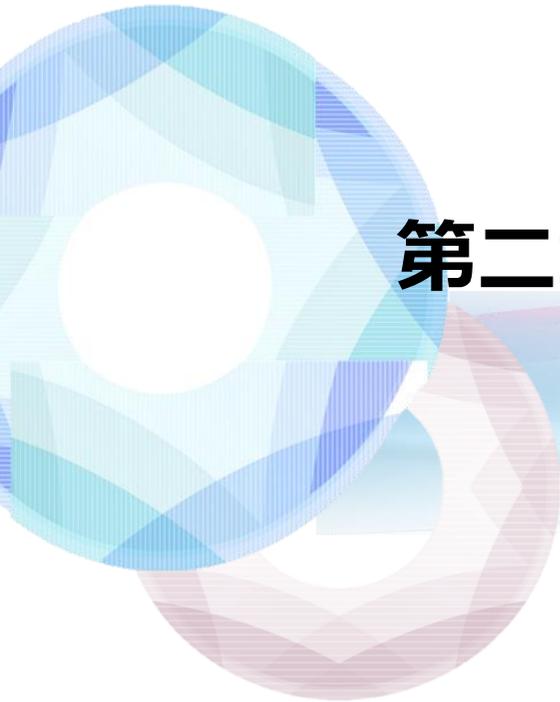
高  
中  
小  
幼



学びをデザインする高度専門職としての教師  
「裁量的な時間」をはじめ柔軟な教育課程による余白

デジタル学習基盤をはじめとする基盤整備  
総合的な勤務環境整備

※本イメージ図は、自らの人生を舵取りする力と民主的で持続可能な社会の創り手育成という今後の検討の一部を資料化したものであり、学習指導要領の改訂に関わる全ての要素を網羅する性質のものではない



## 第二章 質の高い、深い学びを実現し、 分かりやすく使いやすい学習指導要領の在り方

### ポイント

子供たちに育む資質・能力が分かりやすく、日々の授業づくりの中で教師一人一人が使いやすいと思えるよう、「中核的な概念等」を基にした一層の構造化や様々な用語・概念の整理を図りつつ、表形式化やデジタル化により学習指導要領のインターフェイスを刷新する



# 学習指導要領の構造に関する現状と課題

## 【前回改訂における改善】

- 各教科等の目標・内容が「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの資質・能力の柱で整理された

※以下本資料で、「知・技」は「知識及び技能」を、「思・判・表」は「思考力、判断力、表現力等」を、「学・人」は「学びに向かう力、人間性等」を指す

- 特に、内容は、「知識及び技能」と「思考力、判断力、表現力等」を中心に一定の構造化が図られた

※「学びに向かう力、人間性等」は、目標で整理されたものを内容で共通的に扱う

- 総則における「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善の提起により、知識相互を関連付けてより深く理解することなど、学びの質（深さ）を追究する方向性を明確化した

▽▽  
授業改善に  
く一定の  
成果



## 【なお残る課題】

### ① 資質・能力の深まりのイメージが掴みにくい

「個別の知識を学びながら、新たな知識が既得の知識及び技能と関連付けられ、各教科等で扱う主要な概念を深く理解し、他の学習や生活の場面でも活用できる」ことを目指す授業を創る上で、個別の知識や技能が関連付けられた状態、各教科等の主要な概念の深い理解との関係（「タテ」の関係）のイメージしやすさに改善の余地がある

### ② 資質・能力の複数の柱を一体的に育成するイメージが掴みにくい

「『思考力、判断力、表現力等』を発揮することを通して、深い理解を伴う知識が習得され、更に『思考力、判断力、表現力等』が高まる」授業を創る上で、「知識及び技能」と「思考力、判断力、表現力等」の相互の関係（「ヨコ」の関係）のイメージしやすさに改善の余地がある

### ③ 教科書「を」教える授業、「本時主義」からの脱却に至っていない

①、②の課題も相まって、学習指導要領と児童生徒・地域の実態を踏まえ、「どのような力（資質・能力）を身に付けて欲しいか」という認識から出発し、そのための授業のまとまり（単元や題材）を構想し、その上で、教科書や教材をどう使い、一コマ一コマの授業を創るというプロセスが実現しにくいのではないかと

→①～③の課題を解決することが、教師が「深い学び」を実現する授業のイメージを掴み取りやすくするために不可欠といえる



# 具体的な方向性と論点

## 【検討の方向性】

### 【論点】

論点① より「深い学び」を実現する授業のイメージを教師が持てるよう、前回改訂の構造化を更に発展させ、

(i) 「知識及び技能」相互、「思考力、判断力、表現力等」相互の「タテ」の関係、

(ii) 「知識及び技能」と「思考力、判断力、表現力等」の相互の「ヨコ」の関係、

を教師が「掴み取りやすくする」ための改善を行うことが必要である

### ① 構造化

- 各教科等の「中核的な概念の深い理解」「複雑な課題の解決」（以下「中核的な概念等」という。）を中心に、学習指導要領の目標・内容の一層の「構造化」を図る観点から、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」に応じた中核的な概念等の具体について、共通性を重視しつつ、各教科等の特性も踏まえて検討すべき
  - その際、学校段階や教科等の特性を踏まえつつ、各教科等の中核的な概念等の獲得に重点を置くために必要な学習内容を検討したり、必要に応じた精選を行う方向で検討すべき
  - 構造化は、記載の冗長・複雑さの改善によるスリム化、教科等や学年等を横断した俯瞰しやすさの向上にも資するものであり、そうした観点も踏まえて検討すべき
  - 以上の必要に応じた精選を含む構造化の基本的な方針について、今後、総則・評価特別部会で速やかに検討した上で、各教科等WGで当該方針を踏まえて具体的な検討を丁寧に進めるべき
  - 構造化は、これからの社会を創り出していく子供たちに必要な資質・能力を一層明らかにするものであり、「社会に開かれた教育課程」の理念を具現化するものといえる
- ※ **基礎的・基本的な内容との関係**
- 令和7年度全国学力・学習状況調査の結果等でも、各教科での基本的概念の理解・定着に課題が見られた
  - 本部会でも、例えば分数の計算に当たって、前提としての分数の概念が理解できていない小学生が多い等のデータを踏まえ、認知心理学等の観点から、個別の知識の集積に止まらない概念としての習得や意味理解を含む「深い学び」を促す指導の重要性を検討してきた
  - こうした中で提起した中核的な概念等による教科等の目標・内容の構造化は、「深い学び」を実現する授業のイメージを教師が持てるようにすることで、「確かな知識」の習得にも寄与するものであり、そうした視点を踏まえて今後のWGでの検討も行うべき



# 具体的な方向性と論点

## 【論点】

論点② 授業づくりに積極的に活用できるよう、各教科の目標・内容の全体像や、「タテ」「ヨコ」の関係性など、教師にとって構造が視覚的に理解しやすく、分かりやすく、使いやすい記載の在り方について検討する必要がある



## 【検討の方向性】

### ②表形式化

- 表形式や箇条書きを積極的に活用することを検討すべき
- 表形式化は、記載の冗長・複雑さの改善によるスリム化、教科等や学年等を横断した俯瞰しやすさの向上にも資するように検討すべき

論点③ 告示される学習指導要領は単一の形式とならざるを得ないが、実際に授業づくりを担う一人一人の教師にとって、分かりやすく、使いやすいという観点から、デジタル技術を活用することにより、解説を含めた学習指導要領のユーザビリティ・アクセシビリティの向上について検討する必要がある



### ③デジタル化

- 一人一人の教師が以下のようなことができる「デジタル学習指導要領」の実現に向けて、検討を加速すべき（所要の概算要求を行う）
  - ✓ 教科等間の関係、学年段階や学校種間の記載が容易に俯瞰できる
  - ✓ 学習指導要領コードも活用し、学習指導要領とデジタル教科書・教材を紐づけることにより、相互のアクセス等が一層円滑となる
  - ✓ AI等の活用により、日々の授業づくりに関わる疑問に対するフィードバックを受けたり、指導案のたたき台等の作成が容易になる

➡ 「構造化・表形式化・デジタル化」を一体的に進め、参照や指導案等の作成がしやすい「分かりやすい」「使いやすい」学習指導要領とすべき

# 学習指導要領の構造化・表形式化イメージ (中学校数学「数と式」の例)

資質・能力の一体的育成の可視化 (「ヨコ」の関係の可視化)

## 知識及び技能の系列

## 思考力、判断力、表現力等の系列

内容区分の中核的な概念理解へと至るために、個別の知識や技能といった資質・能力が結集・統合される。

知とスキルを結集・統合して、知識・技能を総合的に使いこなす力。実践志向のプロセスを追記。

	<p><b>中核的な概念の深い理解 (仮称)</b> この内容のまとまりを通じて理解して欲しい主要な概念等を示す</p> <p>例：数の範囲を拡張することにより、より広範な事象を一般的かつ明確に表し、計算が能率的にできるようになることを理解する。</p>			<p><b>複雑な課題の解決 (仮称)</b> この内容のまとまりにおける知識・技能を総合的に使いこなして、思考・判断・表現できる力を示す</p> <p>例：数の範囲を拡張し、それらの新たな数を用いて、日常生活や社会におけるより広範な問題を解決することができる。</p>		
<b>1年相当</b>	<p><b>個別の知識及び技能</b> 教科の主要な概念の深い理解を獲得し、思考・判断・表現する上で必要な要素となる知識・技能を示す</p> <p>例：正の数と負の数</p>			<p><b>個別の思考力、判断力、表現力等</b> 複雑な課題の解決をする上で必要な要素となる思考力・判断力・表現力等を示す。</p> <p>例：既に学習した計算の方法と関連付けて、拡張した数について四則計算の方法を考察し、表現する。</p>		
	例：正の数と負の数	例：正の数と負の数の四則計算	例：具体的な場面で正の数と負の数を用いて表したり処理したりすること	例：様々な事象における問題解決の場面において、新たに学んだ数を活用して問題を解決することができる。		
<b>3年相当</b>	例：数の平方根	例：数の平方根を含む簡単な式の計算	例：具体的な場面で数の平方根を用いて表したり処理したりすること			
<b>(内容の取扱い)</b>	<p><b>内容の取扱い</b> 各教科の内容を学習する上での取扱い上の留意点等を示す</p>					

資質・能力の柱ごとの「深まり」の可視化 (「タテ」の関係の可視化)

※本イメージは現行学習指導要領を基に構造化・表形式化のイメージとして作成したものであり、実際の次期学習指導要領の構造化案は、今後、総則・評価特別部会や各WGで具体的に検討するもの。本イメージは、あくまで構造化や表形式化の意義を分かりやすくするための一例であることに留意

※令和7年2月17日 第2回教育課程企画特別部会 石井委員提出資料を基に文部科学省作成

# 学習指導要領の構造化・表形式化イメージ (中学校国語「読むこと」の例)

資質・能力の柱ごとの「深まり」の可視化（「タテ」の関係の可視化）

		1年相当	2年相当	3年相当
<b>思考力、判断力、表現力等の系列</b> 例：目的に応じて文章を読み、理解したことなどに基づいて、自分の考えをまとめたり広げたり深めたりすることができる。	<b>複雑な課題の解決（仮称）</b> この領域における知識・技能を総合的に使いこなして、思考・判断・表現できる力を示す 例：構造と内容を把握できる	<b>個別の思考力、判断力、表現力等</b> 複雑な課題の解決に向けた思考力、判断力、表現力等の発揮の様相を示す。発揮する題材・ジャンルが異なる場合などは、必要に応じて区分を設ける	例：叙述を基に、文章の構成や展開を捉えたり、内容を理解したりすることができる。 文章の中心的部分と付加的な部分、事実と意見との関係など、場面の展開や登場人物の相互関係、心情の変化などを捉えることができる。	主張と例示との関係や登場人物の設定の仕方などを捉えることができる。 論理や物語の展開の仕方などを捉えることができる。
	<b>中核的な概念の深い理解（仮称）</b> この領域を通じて理解して欲しい主要な概念等を示す 例：言葉の特徴や使い方に関する知識及び技能を理解し、身に付けることができる。	<b>個別の知識及び技能</b> 教科の主要な概念の深い理解を獲得し、思考・判断・表現する上で必要な要素となる知識・技能を示す。必要に応じて区分を設け、全体像が分かりやすいようにする	例：次のような語句の量を増すとともに、話や文章の中で使うことを通して、語感を磨き語彙を豊かにすること。 例：事象や行為、心情を表す語句	例：抽象的な概念を表す語句
<b>知識及び技能の系列</b> 例：目的や意図に応じて文章を書くことにより、言葉の特徴や使い方に関する知識及び技能を理解し、身に付けることができる。	例：論理の構成の仕方	例：意見と根拠などの関係について理解を深め、それらを読み取れるようになること。 例：原因と結果の関係 意見と根拠の関係	例：意見と根拠の関係 具体と抽象の関係	例：具体と抽象の関係
	<b>内容の取扱い</b> 各教科の内容を学習する上での取扱上の留意点等を示す			

資質・能力の一体的育成の可視化（「ヨコ」の関係の可視化）

※本イメージは現行学習指導要領を基に構造化・表形式化のイメージとして作成したものであり、実際の次期学習指導要領の構造化案は、今後、総則・評価特別部会や各WGで具体的に検討するもの。本イメージは、あくまで構造化や表形式化の意義を分かりやすくするための一例であることに留意

※令和7年2月17日 第2回教育課程企画特別部会 石井委員提出資料を基に文部科学省作成



## 第四章 情報活用能力の抜本的向上と 質の高い探究的な学びの実現

### ポイント

情報技術を自在に活用し、課題解決や探究ができるようにしつつ、デジタルの負の側面にもしっかり対応できるよう、情報活用能力の抜本的向上を図る。そのため、小学校の総合的な学習の時間に「情報の領域（仮称）」を付加しつつ、中学校は情報技術に関連する内容を強化した「情報・技術科（仮称）」を新設し、それらを踏まえた高等学校情報科の充実を図る



# 情報活用能力の育成に関する現状と課題

## 【学習指導要領上の位置付け】

### 小学校

#### 【総則での取扱い】

- 情報活用能力の育成を図るため、各教科等の特質に応じ、次の学習活動を計画的に実施することとしている
- ア 児童がコンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動
- イ 児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動

#### 【各教科等での取扱い】

- 各教科等の内容の取扱いでコンピュータ等の適切な活用について言及している。特に総合的な学習の時間においては、探究的な学習の過程におけるコンピュータの適切な活用や、文字入力などの基本的な操作の習得等について配慮を求めている

### 中学校

- 総則における情報活用能力の育成の他、中学校技術・家庭科 技術分野の内容の1つである「情報の技術」において、指導項目を定めている

### 高等学校

- 総則における情報活用能力の育成の他、「情報科」（情報Ⅰ、Ⅱ）で指導内容を定めている。このうち情報Ⅰは必修科目（2単位）となっている

## 【顕在化している課題】

### ① 指導内容が不十分

- 小学校ではコンピュータやネットワークの仕組みの理解が扱われていない（情報技術の活用と適切な取扱いが中心）
- 中学校でもコンピュータやネットワークの仕組みの理解やデータ活用が十分に扱われていない
- 全体として、生成AI等の先端技術に関わる内容が明確に位置付けられておらず、情報モラルやメディアリテラシーの育成については、学校による取組の差が大きい

### ② 小中高通じた育成体系が不明確

- 小学校では、教科等に明確な位置付けがなく、授業時数や指導内容の具体が示されていないため、地域や学校による差が大きい
- 小学校での指導内容と、中学校の技術・家庭科技術分野（情報の技術）や高等学校の「情報科」との体系が明確になっていない
- また、探究的な学習の質の向上のために情報活用能力が重要だが、十分な連携が図られていない

### ③ 必要となる条件整備

- 指導体制の改善を一層加速させる必要がある
- 技術の進展に伴い、教育内容が妥当性を失うことを防ぎ、教師の負担を可能な限り減らす仕組みを構築する必要がある



# 具体的な方向性と論点

## ① 小中高を通じた体系的・抜本的な教育内容の充実

### 【小学校段階】

- 体験的な活動の中で情報活用能力を育む重要性を踏まえ、一定の時間を確保した上で、発達段階を踏まえつつ、総合的な学習の時間に「情報の領域（仮称）」を付加すべき
- その際、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成するという、探究の特質が十分に発揮されること、情報活用能力が各教科等の探究的な学びの深まりにも資することに留意しつつ、情報活用能力の着実な育成を図るべき
- 情報技術の活用、長時間利用の影響を含む適切な取扱い、特性の理解について、中学校との系統性を意識して検討すべき。とりわけ、生成AI等の技術革新がもたらす負の側面も踏まえつつ、情報技術が認知や行動に与えるリスクに留意すべき

### 【中学校段階】

- より発展的に情報技術を理解・活用して問題発見・解決する力を育成する観点から、技術分野の領域「情報の技術」を引き続き受け皿と位置付け、大幅な充実を図るべき（例：コンピュータやネットワークの仕組みの理解・データ活用などの充実、他領域との関わり強化（材料と加工、生物育成、エネルギー変換））。その際、情報技術が認知や行動に与えるリスクに留意すべき
- その際、現在の技術・家庭科については、教員免許、担当教員は別であるが、成績評価の際は1つの教科として記載していること等に伴うデメリットも大きいため、家庭科と情報・技術科（仮称）の二つの教科に分離すべき

### 【高等学校段階】

- 小・中学校で新たに整理した内容の系統性を踏まえ、情報科の内容を更に充実する方向で検討すべき
- その際、高等教育段階での数理・データサイエンス・AI教育の動向や社会人のデジタルスキル標準(※)の動向も踏まえ、文理を問わず生成AI時代に不可欠な基礎的な素養である「特性の理解」を身に付けられるよう検討を行うべき

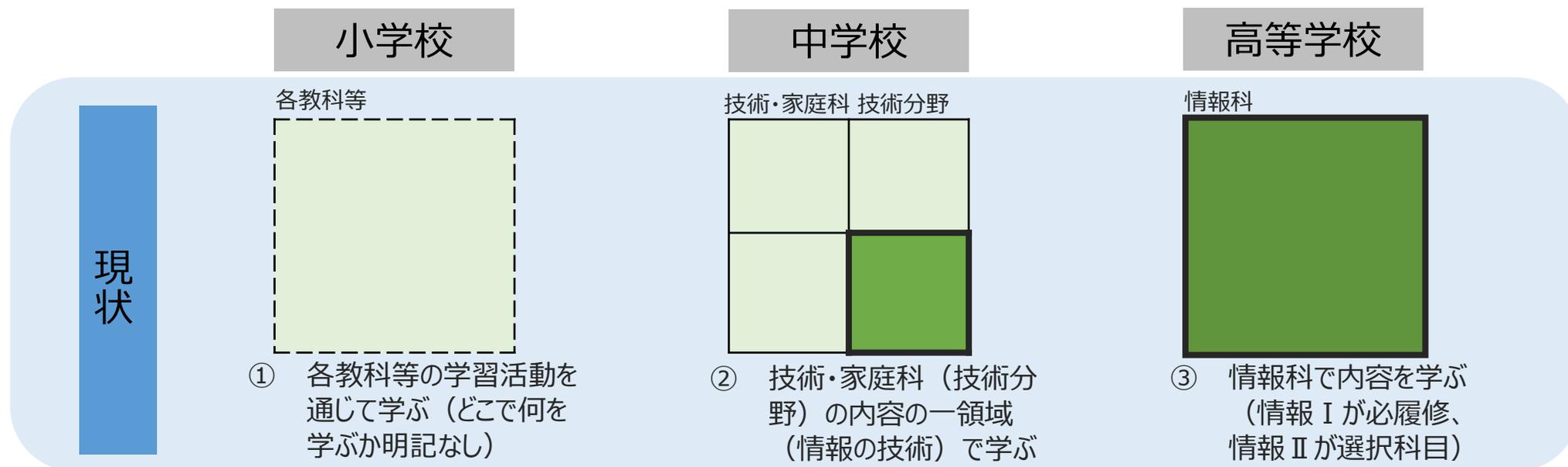
## ② 改訂を支える十分な条件整備

- 中学校段階については策定済の指導体制に係る改善計画を着実に履行するとともに、高校段階含め全面実施を待たず、指導主事を含めた研修機会の拡充や環境整備の推進など総合的な支援を行うべき
- 技術の進展に伴い、教育内容が妥当性を失うことを防ぎ、教師の過度な負担を避ける観点から、現場が手軽に使える動画教材などを国が提供するとともに、地域人材や企業等との連携の可能性も検討すべき
- 中学技術・高校情報の教員養成課程の新設の促進や大規模な認定講習を実施するとともに、技術科教員の柔軟な配置や外部人材の活用をしやすいよう、特定期間に集中して授業を実施できること等の一層の明確化を検討すべき
- 改訂を待たずに行うべきこととして、生成AIを含む情報技術の活用が深い学びに繋がるよう、その好事例とともに、深い学びに繋がりにくいと考えられる事例も発信すべき

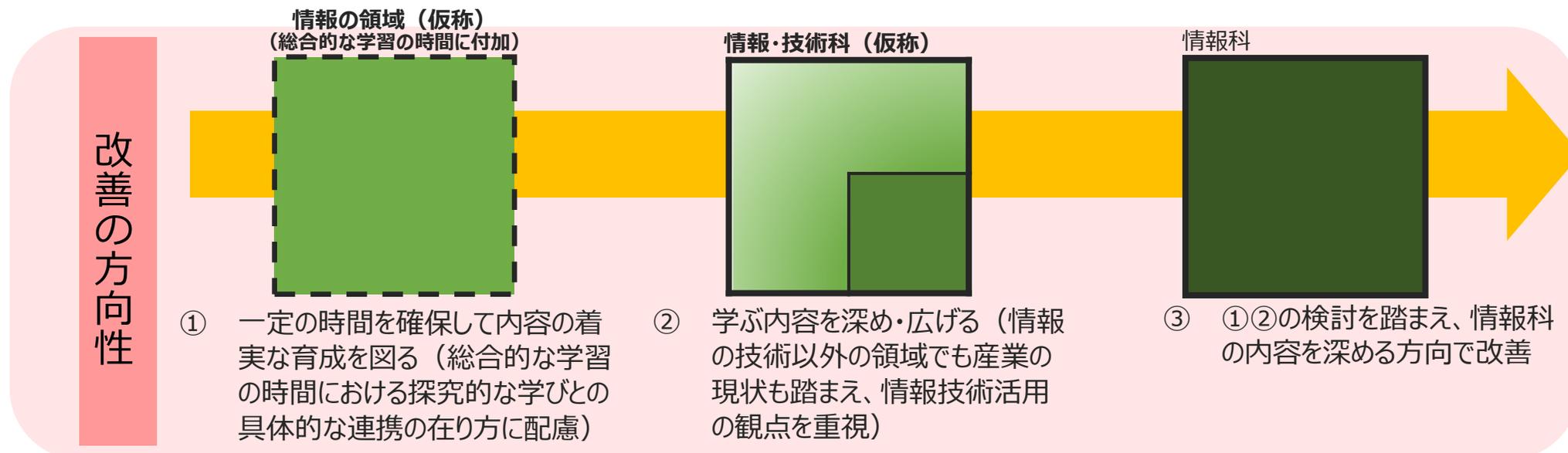
## ③ 更なる変化への対応 (改訂後の教育課程の改善等)

- 新たな技術が出てきた場合には、授業において、社会的論議についても必要に応じて触れる方向で検討すべき。その上で、情報技術の加速度的な進化に対応した指導内容の刷新を図る観点から、教科書検定のサイクルを念頭におきつつ、学習指導要領解説の一部改訂をタイムリーに行うことを検討すべき
- 教科書でも対応しきれない変化が見込まれることから、国が必要に応じて指導の手引きやデジタル教材等を提供すべき

# 情報活用能力の抜本的向上の方向性イメージ（教育課程の改善）

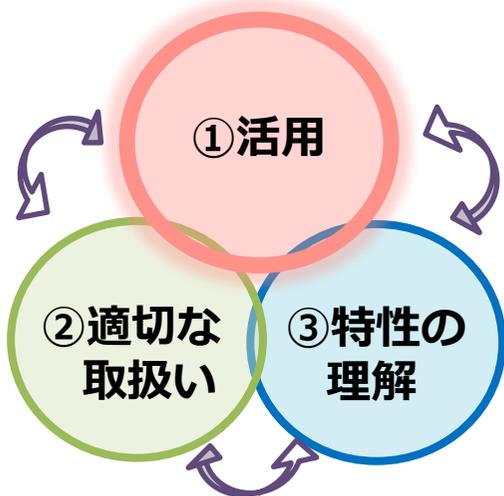


・リアルな学びをデジタルで支える  
 ・探究的な学びと連携して育成 } これらの視点から内容を体系化



# 探究的な学びの基盤となる情報活用能力の整理

## 1. 情報活用能力を構成する各要素の関係を以下のとおり整理すべき



- 情報技術を自由自在に活用し、自らの人生や社会のために課題解決や探究ができる力がこれからの時代を生きる上で不可欠であることから、「①活用」を情報活用能力の中核的な構成要素と整理
- 「①活用」する力を発揮するためには、併せて認知や行動に与えるリスクに対応する「②適切な取扱い」が必要となること、仕組みや背景を含めた情報技術の「③特性の理解」によって、より効果的な活用や適切な取扱いが可能になることを踏まえ、②③を①を発揮するための構成要素と整理
- 高校段階では、高等教育段階での数理・データサイエンス・AI教育の動向とも連動し、文理を問わず生成AI時代に不可欠な基礎的な素養である「特性の理解」を身に付けられるよう、内容を充実

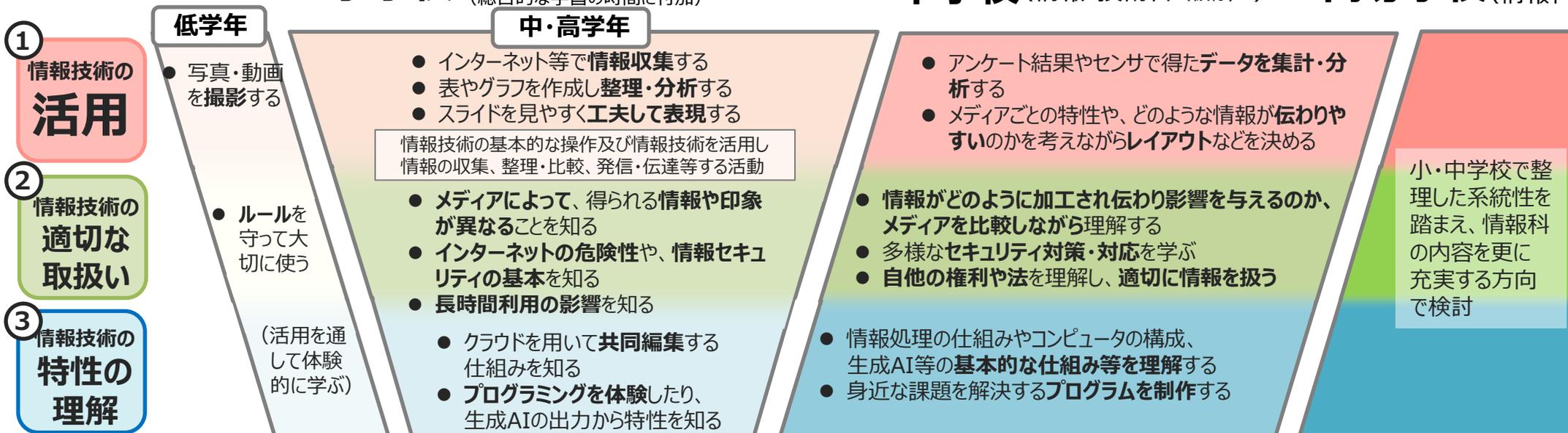
## 2. 上記整理に基づき、おおむね以下のようなイメージで発達段階に即した学習活動を検討すべき

- ✓ 小学校段階……体験的な活動を重視し、「①活用」を中核としながら、「②適切な取扱い」、「③特性の理解」と相まって培う
- ✓ 中学校段階以降…各要素の内容を深めつつ、より抽象的・科学的な理解を必要とする「③特性の理解」を一層重視

### 小学校 (情報の領域 (仮称)) (総合的な学習の時間に付加)

### 中学校 (情報・技術科 (仮称))

### 高等学校 (情報科)



※上記の学習活動の例は網羅的に示したものではなく、今後更に専門的な整理・検討が必要。特にタイピングは国語科との役割分担を検討する必要

# 探究的な学びに関わる成果と課題・検討の方向性

## 1. 総合のこれまでの成果

- 総合的な学習の時間（以下「総合」）創設から約30年が経過し、積極的に取り組む教師・児童生徒が増加傾向。地域課題の解決や地方創生に寄与する例も生まれている
- 探究的な学びに積極的に取り組んだ児童生徒は、全国学調において様々なアンケート項目にも肯定的に回答している
- 児童生徒が探究の成果を発表するステージも、官民双方で広範に展開される、高校・大学入試で積極的に評価する等、社会全体で探究を応援する機運が醸成されてきている

## 2. 総合の直面する主な課題

- 小中では、総合に積極的に取り組む教師・児童生徒は増加傾向であり、高校では「総合的な探究の時間」と名称変更し、改善に一定程度寄与してきた
- 一方で、小中高全体として、カリキュラムの設計に困難を感じる、授業が調べ学習で終わってしまう、型にはまった授業や児童生徒任せの授業になってしまう等の声も聞かれ、育成を目指す学びの姿が十分な共通認識に至っていないとの指摘もある。探究と相性のよいICTの活用の伸びしろを示唆するデータもある
- 総合を探究的な学びの中核と位置付けた趣旨は、教育目標の具現化とともに、各教科等でも探究の要素を持つ学習が一定程度行われ、双方が有機的に連動することであり、各教科等の連携には更なる改善の余地がある
- 探究テーマとして、職業や福祉、国際理解が多いが、ICT活用が進んでいないことも相まって、ものづくりや科学技術が少ない。また、学校で設定した総括的テーマが重視され、個人の興味関心が十分に考慮されない例も見られる

## 検討の方向性

- 生成AIが更に発展し、人間の意思が一層重要になる時代に向け、思考や行動・好奇心の芽を一層大切にするとともに、他者との対話や協働、自己調整を通じて好きや得意を伸ばし、夢や希望を育み、自らの人生を舵取りする力に繋げていく取組を一層重視することが必要である
- 総合を中核とした探究的な学びは、自ら課題を設定し、解決に向けて取り組む中で、自己の生き方や在り方を考えていくもの。その充実は、知識・技能や思考力・判断力・表現力等の伸長のみならず、学びに向かう力、人間性等の涵養に大きな役割を果たす潜在性を有している



- 引き続き、総合を中心としつつも、各教科等との連携も明示的に含めた形で、探究的な学びの一層の充実・改善を検討すべき
  - ✓ いわゆる「デジタル技術の民主化」により、様々な課題解決に情報技術の活用が不可欠となってきたことを踏まえ、デジタル学習基盤を探究を支える基盤としても十分に機能させ、リアルな身体性を大切にしながら探究プロセスを自ら駆動できるようにする方向で、教育課程の枠組みの改善を検討すべき
  - ✓ こうした改善に当たっては、デジタル技術が認知や行動に与えるリスクに十分な対処をする観点も含め、生成AI等を含めた先端技術の特性理解を基に、情報モラルやメディアリテラシー等を併せて育む方向で検討すべき
  - ✓ 以上の改善も踏まえつつ、探究が①②に示した役割を十全に果たせるよう、総合が目指す学びについて、発達段階に応じた示し方等を検討すべき



# 具体的な方向性と論点①（質の高い探究的な学びの実現）

総合を中核としつつ各教科等も含めた形で探究的な学びを一層重視するとともに、質の高い探究に不可欠な情報活用能力の諸要素を教育内容として明記し、一体的に向上させる方向で検討すべき（詳しくは専門のWGで議論を深める）

## 1. 小学校段階

- 教育課程上の位置付けとしては、情報技術の活用の可能性が最も大きく、体験的な活動が充実している総合において、情報技術の適切な取扱いや特性の理解の基礎も含めて、探究的な学びと一体的・重点的に指導できるよう、情報活用能力を育む領域を付加すべき
- その際、情報技術の学習自体が総合の目的であるとの誤解を受けないよう、「自ら課題を設定し、解決に取り組むことを通じて自己の生き方を考えていく」という探究的な学びの特質が十分に発揮されるよう配慮すべき

## 2. 中学校・高等学校段階

- 小学校段階での一定レベルの情報活用能力の育成を前提とすれば、総合の中ではなく、現行の技術・家庭科（技術分野）を主たる受け皿と想定し、生成AI等の先端技術を含めた適切な取扱いや特性の理解を学び、総合をはじめ各教科等での探究的な学びのプロセスに活かすべき
- こうした観点から、中学校では、技術・家庭科を二つの教科に分離した上で、現行の技術分野において情報技術をより深く、広く学ぶこととしつつ、情報（D）領域のみならず、A～C領域でも情報技術との関連を強化し、全体として「ものづくり」と実生活・実社会を繋げる探究的な学びを充実させるべき（補足イメージ4-④参照）
- 高校では、小学校・中学校の系統性を踏まえて情報科の内容を充実しつつ、総合や各教科等での探究的な学びとの関連を図るべき

## 3. 小中高を通じて

- 約30年にわたる総合の実践の蓄積等を踏まえ、「問い」や「課題」の設定の質をはじめとする探究のプロセスの改善を含め、学校種ごとの総合の「目標」等について、発達段階を踏まえた示し方を検討すべき。その際、新たな枠組みの全体像も踏まえ、小・中学校での総合の名称について検討すべき
- 探究的な学びを適切に機能させるためには、基礎的・基本的な内容の習得も重要であるとともに、各教科も含めた質の高い探究のプロセスが基礎的・基本的な内容の習得の必要性を感じさせ、両者が往還して高まっていく等の関係について分かりやすく示すべき
- 探究的な学びにおいて、児童生徒任せになっている実践も見られることから、気付きや試行錯誤を促す適切な問いかけなど教師が適切に指導性を発揮し、基礎的・基本的な内容を踏まえつつ、探究的な学びの質を高める授業改善を進めるとともに、論述・レポート・作品製作等の「学びの主体的な調整」が求められる評価課題を重視することも必要になる
- グループでの探究と個人探究とのバランスや興味関心等を踏まえた多様なテーマ設定の在り方について、発達段階や情報活用能力の向上も勘案し、示し方を検討すべき



## 具体的な方向性と論点② (質の高い探究的な学びの実現)

### 4. その他条件整備

- 探究的な学びに必要な時間の確保に資するという意味でも、デジタル学習基盤の活用や、学習指導要領の構造化や教科書の分量の精選、調整授業時数制度等により余白を生み出すこと、を進めていくべき
- 個々の児童生徒の思いや願い・好奇心に基づく探究の質の向上及び学校のカリキュラム設計の負担軽減が必要。また、探究のフィールドが外部に広がる中、社会の理解を促進する観点から、外部に協力を求める場合の基本的な留意事項等も必要である  
このため、これまでの実践の蓄積を可視化する形で、教員や児童・生徒が自由に参照できる参考資料をデジタル技術も活用して作成すべき
- 探究的な学びへの支援や成果の発表の場ともなる外部のイベント等について、国としても更なる振興を図るべき

<以下「情報活用能力の抜本的向上」の再掲>

- 中学校技術については、策定済の指導体制に係る改善計画を着実に履行するとともに、全面実施を待たず、指導主事を含めた研修機会の拡充や環境整備の推進など総合的な支援を行うべき
- 技術の進展に伴い、教育内容が妥当性を失うことを防ぎ、教師の過度な負担を避ける観点から、現場が手軽に使える動画教材などを国が提供することを検討すべき
- 上記に加えて、地域人材や企業等との連携の可能性も検討すべき
- 情報技術の加速度的な進化に対応した指導内容の刷新を図る観点から、教科書検定のサイクルを念頭におきつつ、学習指導要領解説の一部改訂をタイムリーに行うことを検討すべき
- 教科書でも対応しきれない変化が見込まれることから、国が必要に応じて指導の手引きやデジタル教材等を提供すべき

### 5. 「学習の基盤となる資質・能力」の整理

- 「分かりやすく、使いやすい」学習指導要領を目指すため、各教科等の学習の基盤として、発揮可能な資質・能力を明確にでき、教育実践に落とし込める具体性を有したものに整理すべき
  - ✓ 問題発見・解決能力については、「学習の基盤となる資質・能力」としては示さない。その上で、総合の目標の学校段階に応じた示し方を検討する中で、問題発見・解決の要素を重視するとともに、各教科等の学習の過程で問題発見・解決が重視されることを示すべき
  - ✓ 情報活用能力については、今般の情報教育の充実を契機に、学習の基盤となる資質・能力としては「情報技術の活用」に絞って示すとともに（「情報の活用」は各教科等の特質に応じて指導）、各教科等のみならず、探究的な学びを支え、駆動させる基盤として位置付けるべき
  - ✓ 言語能力については、全ての学習を支える基盤として重要な役割を果たしていることを踏まえ、現行の整理を前提としつつ、見直しが必要な部分がないか検討すべき
- これらのことを前提としつつ、「学習の基盤となる資質・能力」の全体について、今後総則・評価特別部会等において詳細に整理すべき

# 質の高い探究的な学びの実現に向けた新たな枠組み (②全体イメージ)

- 主体的に学び、自らの人生を舵取りする力の育成や、多様で豊かな可能性を開花させる教育の実現を図るためには、一人ひとりが初発の思考や行動を起こしたり、好奇心を深掘りする中で、学びを主体的に調整し、自身の豊かな人生やより良い社会につなげていく「**質の高い探究的な学び**」の実現が不可欠
- この実現に向け、情報活用能力を各教科等のみならず、探究的な学びを支え、駆動させる基盤と位置付け、**探究・情報の双方の観点から大幅な改善を図る** (1)(4)とともに、**教育の質向上と教師の負担軽減を両立させる方策** (2)(3)(5)を検討すべき

## 幼児教育

## 小学校

## 中学校

## 高等学校

低学年 中学年 高学年

(1) 総合的な学習の時間に情報活用能力を育む領域を付加すべき。その際、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成するという、探究の特質が十分に発揮されるよう留意すべき

(2) 探究の質の向上及び学校の負担軽減を図るため、実践の蓄積を可視化する形で、裁量性を維持しつつ、教員や児童・生徒が参照できる参考資料を作成すべき

(3) 中学校及び高等学校での実践の蓄積や、新たな枠組みの全体像を踏まえ、「目標」等の示し方を検討すべき。その際、小中学校での名称についても検討すべき

自発的な活動としての

**遊びを通じた学び**

**生活科**

※具体的な活動や体験を通じた学び

**総合的な学習の時間**

探究

※課題解決を通じて生き方を考える

**+ 情報の領域 (仮称)**

**総合的な学習の時間**

**情報・技術科 (仮称)**

**総合的な探究の時間**

※自己の在り方生き方と一体不可分な課題に取り組む

**情報科**

※小中の系統性を踏まえて情報科の内容を充実する方向で検討

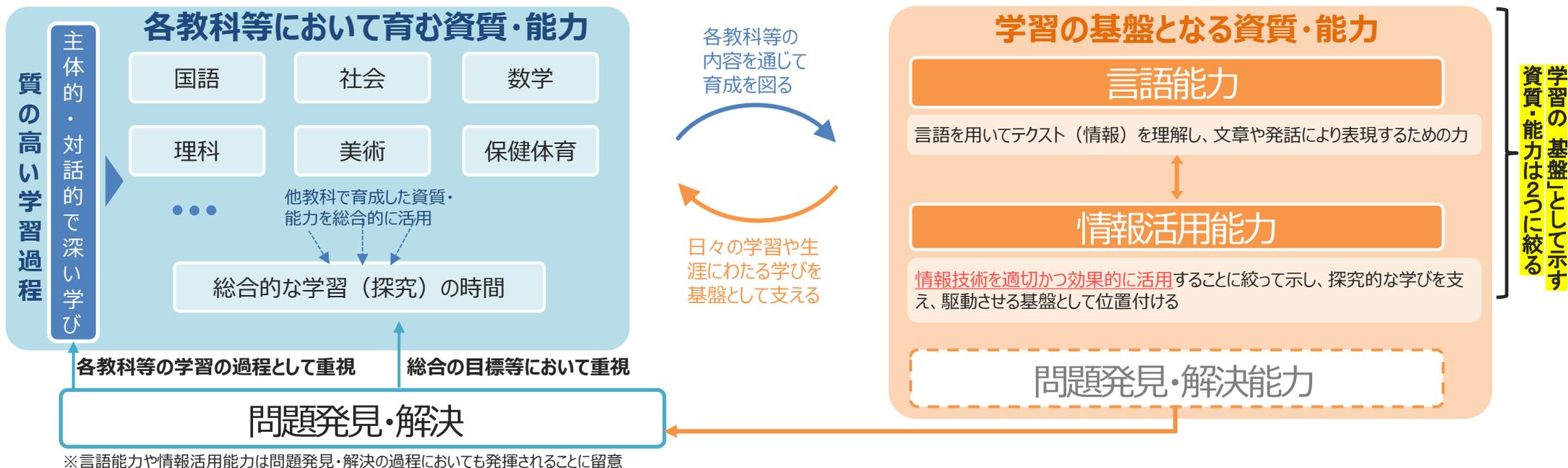
**各教科等**

※育んだ情報活用能力を各教科での探究的な学びを支え、駆動させる基盤としても活用

(4) 探究の質の向上を図る上で基盤となる情報活用能力の抜本的向上に向けて、技術分野の内容の大幅な充実を図るべき

(5) 情報技術は変化が極めて激しいことを踏まえ、教師の負担を軽減する動画教材等を国が提供・更新すべき

# 「学習の基盤となる資質・能力」の整理の方向性



## <問題発見・解決能力>

- ① 児童生徒が取り組む課題に伴って能力の具体が変わるものであり、全ての学習の「基盤」として発揮可能な資質・能力をあらかじめ明確化することは困難
  - ② また、こうした力は、本人にとって意義のある文脈で質の高い問題発見・解決を繰り返す中で発揮できるようになるものであり、そうした文脈から切り離して育成することは難しいとの指摘もある
  - ③ 一方、各教科等で培った資質・能力を総動員し、個々の関心等に応じて様々な問題を発見し解決していく力を育む重要性は増している  
今般検討している探究的な学びの充実は、「問題発見・解決」の要素と不可分一体（論点資料「3. 検討の方向性」）
- ➔ 「学習の基盤となる資質・能力」として示すのではなく、総合の目標の学校段階に応じた示し方を検討する中で、問題発見・解決の要素を重視するとともに、各教科等の学習の過程で問題発見・解決が重視されることを示すべき

➔ これらのことを前提としつつ、学習の基盤となる資質・能力の全体について、今後総則・評価特別部会等において詳細に整理すべき

## <情報活用能力>

- ① 現在「情報及び情報技術を活用」する力となっているが、言語能力との重複があるとの指摘
  - ② 現代社会で情報技術を介さない情報活用に係る能力の育成は実践イメージが持ちにくい
- ➔今般の情報教育の充実を契機に、学習の基盤となる資質・能力としては「情報技術の活用」に絞って示すべき（「情報の活用」は各教科等の特質に応じて指導）
- ➔各教科等のみならず、探究的な学びを支え、駆動させる基盤として位置付けるべき

## <言語能力>

全ての学習を支える基盤として重要な役割を果たしている

➔現行の整理を前提としつつ、見直しが必要な部分がないか検討すべき

# 特別支援教育に関する 現状・課題と検討事項

# 障害のある子供の学びの場と教育課程

## 小・中・高等学校

### 通常の学級

- 個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に実施
- ※ 学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合が小・中8.8%、高(通信制除く)2.2%(R4)

### 通級による指導

- 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために実施する特別の指導

#### 対象障害種

言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱

#### 児童生徒数 (R5)

約203,400人  
(小:約166,600人、中:約34,400人、高:約2,400人)

#### 教育課程

- 特別の教育課程を編成
- ✓ 各教科等は通常の学級で授業を受けつつ、障害に応じた特別な指導として、自立活動の内容を参考とした指導を実施。学校の教育課程に加え、又は一部に替えることが可能
- ✓ 年間35単位時間(学習障害・注意欠陥多動性障害は10単位時間)から280単位時間までを標準

### 特別支援学級 (小・中)

- 小・中に在籍する障害のある児童生徒に対して、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う学級

#### 対象障害種

知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害

#### 児童生徒数 (R6)

約394,800人  
(小:約281,200人、中:約113,600人)

#### 教育課程

- 特別の教育課程を編成
- ✓ 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校学習指導要領に示す自立活動を実施
- ✓ 障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標・内容を下学年の目標・内容に替えたり、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う各教科に替えるなど、実態に応じた教育課程を編成

## 特別支援学校

- 障害のある児童生徒に対して幼・小・中・高に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校

#### 対象障害種

視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱

#### 幼児児童生徒数 (R6)

約155,100人  
(幼稚部:約1,100人、小学部:約53,100人、中学部:約34,300人、高等部:約66,700人)

#### 教育課程

- 特別支援学校学習指導要領等に基づき幼・小・中・高に準じた教育課程を編成
- ✓ 障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための自立活動を実施
- ✓ 障害の状態により特に必要な場合や重複障害の児童生徒は弾力的な教育課程の編成が可能
- ✓ 知的障害者である児童生徒は、知的障害の特性等を踏まえた各教科等による教育課程を編成

障害のある子供一人一人について、関係機関との連携を図り長期的な視点で教育的支援を行うための「個別の教育支援計画」と一人一人の教育的ニーズに応じた目標、内容、方法等を明確にする「個別の指導計画」の作成・活用が必要(通常の学級については努力義務)

いずれの学びの場であっても、本人・保護者から何らかの配慮が求められた場合には、過重な負担がない範囲で、合理的配慮を提供



# 特別支援教育に関する現状と課題①

## 1. 小・中学校等に在籍する障害のある子供たちの現状

(通常の学級)

- 通常の学級に在籍する学習面又は行動面の困難がある子供たちの割合が増加（公立小・中では8.8%と推定）
- このうち通級による指導を受けている割合は一定程度(10.6%)にとどまっているなど、個別の支援を受けていない子供が多数存在

(通級による指導)

- 小・中学校で通級による指導を受ける児童生徒数は過去20年間で5.6倍
- 特に発達障害（自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害）や情緒障害で通級による指導を受ける子供たちが急増

(特別支援学級)

- 特別支援学級に在籍する児童生徒数は過去20年間で4.3倍
- 特に知的障害学級や自閉症・情緒障害学級に在籍する子供たちが増加（ただし一部には通常の学級を学びの場とすることが適切と思われるような子供が、特別支援学級に在籍しているような事例もある）
- 知的障害以外の障害種の学級では、当該学年の目標・内容を中心に編成する教育課程で学んでいる子供たちが最も多い
- 知的障害学級では下学年の目標・内容を中心に編成する教育課程で学んでいる子供たちが最も多い

(就学先の決定など)

- 市区町村の教育支援委員会で、障害の程度が特別支援学校の対象となり得ると判定された子供たちのうち約3割の子供たちが小学校に就学（このうち一部は通常の学級に就学）
- 小・中学校にも医療的ケアを必要とする子供たちが多数在籍（10年間で約3倍増）

## 2. 高等学校等に在籍する障害のある子供たちの現状

- 中学校の特別支援学級に在籍していた生徒の高等学校への進学者数が急増しており、過去10年間で3.5倍に増加
- 特別支援学校の対象となり得る障害の程度の生徒も高等学校に在籍するようになっている
- 高等学校においては通級による指導を平成30年度から制度化しているが、通級による指導を受けている生徒数は微増傾向にとどまっている

## 3. 特別支援学校に在籍する障害のある子供たちの現状

- 義務教育段階の特別支援学校の在籍者数は過去20年間で1.6倍
- 中でも知的障害の子供たちが増加（10年間で2割増）
- 視覚障害や聴覚障害の子供たちは減少傾向にあり、これらの障害種の学校の小規模化・学習集団の少人数化が進行
- 重複障害のある子供たちが、引き続き一定数在籍している
- 教育課程の編成・実施については以下のような状況
  - ✓ 視覚障害者、聴覚障害者、病弱者を対象とする学級では、当該学年の目標・内容を中心に編成する教育課程で学んでいる子供たちが最も多い
  - ✓ 肢体不自由者を対象とする学級では、自立活動を中心に編成する教育課程で学んでいる子供たちが最も多い
  - ✓ 知的障害者を対象とする学級では、知的障害の各教科の目標・内容を中心に編成する教育課程で学んでいる子供たちが最も多い



## 特別支援教育に関する現状と課題②

### 4. 現行学習指導要領のポイントと成果

#### (幼・小・中・高校における現行学習指導要領の改訂のポイント)

- 個々の子供たちの障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うことを引き続き総則に規定
- 各教科等においても、学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫を行うことを規定
- 特別支援学級において実施する特別の教育課程の編成に関する基本的な考え方を規定（小・中）
  - ✓ 自立活動を取り入れること
  - ✓ 実態に応じた教育課程を編成すること
- 通級による指導における特別の教育課程の編成に関する基本的な考え方を規定（小・中・高）
  - ✓ 自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うこと
- 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・活用について、以下のとおり規定
  - ✓ 家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行う観点から、個別の教育支援計画の作成・活用に努める
  - ✓ 各教科等の指導に当たって個別の指導計画の作成・活用に努める
  - ✓ 特別支援学級に在籍する子供たちや通級による指導を受ける子供たちについては、両計画の作成・活用を義務化
- これらにより、特別支援学級や通級による指導において、個々の子供たちの実態に応じ個別の指導計画を作成・活用した自立活動の指導や各教科等の指導の取組が進められている

#### (特別支援学校における現行学習指導要領の改訂のポイント)

- 育成を目指す資質・能力、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、カリキュラム・マネジメントの確立など、初等中等教育全体の改善・充実の方向性を重視
- 視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱の特別支援学校において、障害の状態や特性等を十分考慮し、育成を目指す資質・能力を育むため、障害の特性等に応じた指導上の配慮を充実、ICT機器の活用等を規定
- 発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、自立活動の内容として、「障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること」等を規定
- 知的障害の各教科について、幼・小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視
  - ✓ 知的障害の各教科等の目標・内容について、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理
  - ✓ 中学部に二つの段階を新設、小・中・高等部の各段階に目標を設定し、段階ごとの内容を充実
  - ✓ 特に必要がある場合には、個別の指導計画に基づき、相当する学校段階までの小学校等の学習指導要領の各教科の目標・内容の一部を取り入れることができる旨を規定
- 自立と社会参加に向けた教育の充実のため、幼稚部、小学部、中学部段階からのキャリア教育の充実を規定
- これらにより、個々の子供たちの実態に応じた自立活動の指導や、各教科等の授業改善に向けた取組が進められている



## 特別支援教育に関する現状と課題③

### 5. 幼・小・中・高校等の特別支援教育に共通する課題

- 障害の「社会モデル」(※)の考え方を踏まえ、多様な子供がいることを前提として教室環境や授業づくりを進めることが「基礎的環境整備」としても重要となるが、その実現は道半ば  
※障害者が受ける制限は、心身の機能の障害のみならず社会における障壁と相対することによって生じるという考え方
- 障害者差別解消法で求められている合理的配慮の提供について、本人・保護者と学校・設置者との建設的対話が十分に行われず、相互理解を通じた対応が講じられていないケースがあるなど、理解や提供が十分ではない状況も見受けられる
- 合理的配慮の提供の前提である「基礎的環境整備」について自治体間で差が生じている。特に、障害の状態や特性等に合わせた情報提供の方法やアクセシビリティ機能(※)の活用を含め、デジタル学習基盤の活用状況に課題が見られる  
※端末に標準的に装備されている表示方法の変更、読み上げ機能、音声入力等
- 個別の教育支援計画や個別の指導計画はおおむね作成されているものの、特に個別の指導計画においては、実態把握が十分ではなく、適切な指導目標や指導内容が設定されていないため、一人一人の子供たちの障害の状態等を十分に考慮せずに指導を行っている学校もあるとの指摘もある
- 各教科等の指導に際し、個々の子供たちの困難さの状態に対して、困難さが生じる要因に十分に目が向けられていない状況があり、効果的な手立てが講じられていない状況もある
- 通常の学級に在籍する障害のある子供たちは、通級による指導を受けている子供も含めて、障害のない子供と同一の目標・内容で各教科の学習に取り組むことが前提であり、障害の状態等に応じたきめ細かな指導を実現することに課題がある

### 6. 通級による指導に関する課題

- 通級による指導に際して、個々の子供たちの障害の状態等の実態把握が十分されておらず、適切な指導目標や指導内容が設定されていない状況も見受けられる。また、障害の状態等を考慮せずに一律に「〇〇トレーニング」といった特定の活動をもって通級による指導としている学校もあるなど、自立活動の趣旨が十分理解されていない状況もある
- 特別支援学校のセンター的機能を活用した助言や援助を受けることができず、障害の状態等に応じた適切な指導に課題を抱えている学校もある

### 7. 特別支援学級(小・中)に関する課題

- 特別支援学級における特別の教育課程(「当該学年の目標・内容」「下学年の目標・内容への代替」「知的障害の教科への代替」等)について、正確な理解を欠いたまま編成されている実態もある
- 自立活動の指導について、障害の状態等を考慮せずに一律に特定の活動ありきで実施しているような学校や、自立活動の授業時間数が十分ではないと思われる学校、自立活動の指導と各教科等の指導との関連を図ることに課題がある学校も見受けられる
- 交流及び共同学習として通常の学級で各教科等の指導を行っている場合に、個々の障害の状態等に応じた適切な指導や必要な支援が講じられていない状況がある。また、障害種によっては、多くの時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる状況もある



## 特別支援教育に関する現状と課題④

### 8. 高等学校の特別支援教育に関する課題

- 全日制・定時制・通信制を問わず、また、いわゆる進学校とされる学校も含めて、あらゆる高等学校に特別な教育的支援を必要とする子供が在籍している現状があるとの指摘もあるが、高等学校における支援や配慮の状況が十分ではなく、個々に応じた指導の実現に課題が見られる
- 小・中学校の特別支援学級や通級による指導において受けてきた指導内容や合理的配慮の提供の状況が、高等学校に十分に引き継がれていない状況も見受けられる

### 9. 特別支援学校に関する課題

(学校経営・授業改善)

- 障害の「社会モデル」の考え方も踏まえた学校経営や授業づくりが特別支援学校にも求められているが、全ての教師に考え方が浸透しているかどうかについては課題がある
  - 障害により生じる困難さに対応しつつ、子供たちの資質・能力を育成するための授業づくり、各教科等の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善は、多くの特別支援学校において道半ばの状況
  - 視覚障害や聴覚障害など小規模化・少人数化が進む障害種の学校もあり、教育活動全体の充実に課題がある学校もある
  - 1人1台端末の活用頻度に格差があることや、入出力支援装置の活用が十分に浸透していないなど、デジタル学習基盤の環境を十分に活用し切れていない実態もある
  - 教師主導型の自立活動の改善も課題
- (知的障害の各教科)
- 知的障害の各教科においては、小・中・高の学びとの連続性の確保を図りつつ、知的障害の特性や発達段階等を踏まえた対応が必要
- (重複障害のある子供たちへの対応)
- 重複障害のある子供たちに対する、個々に応じた適切な指導の充実が必要
- (センター的機能)
- 障害の早期発見・早期支援の更なる充実に向けた、センター的機能を発揮した乳幼児期を含めた相談体制の充実等も必要
- (高等部の充実)
- 高等部では、子供たちの自立と社会参加を見据え、職業教育や専門学科における教育を含め、希望する将来の実現に向けた学修機会の充実がこれまで以上に必要
- (交流及び共同学習)
- 障害種によっては交流及び共同学習の機会が十分ではないとの指摘もある。他方で、子供たちの障害の状態等や、また、特別支援学校が設置されている立地等の問題もあり、学校間交流の更なる充実に向けては課題もある

## 1. 教育課程企画特別部会の議論を踏まえた検討事項

### (1). 育成する資質・能力の特別支援教育におけるあり方・示し方

障害のある子供たちの「深い学び」を確かなものとするために、特別支援学校学習指導要領において、

- 「学びに向かう力・人間性等」や「見方・考え方」の新しい整理を踏まえた目標の示し方
- 中核的な概念等に基づく内容の一層の構造化や、その過程における必要に応じた精選のあり方
- 特別支援教育における、表形式を活用した目標・内容の分かりやすい示し方

### (2). 特別支援教育における指導と評価の改善・充実のあり方

- デジタル学習基盤の活用や情報活用能力の育成強化を前提とした、特別支援教育における「主体的・対話的で深い学び」の一層の充実を図るための方策
- 障害のある子供たちの教育課程において、情報活用能力の抜本的向上を図るための教育課程の改善の在り方（特に知的障害のある子供たちの教育課程における取扱いについて）
- 資質・能力の育成のために効果的かつ障害のある子供たちの学習の実態を踏まえた評価のあり方

### (3). 誰一人取り残さない柔軟な教育課程のあり方

- 義務教育における調整授業時数制度や、高等学校における科目の柔軟な組み替えを可能とする仕組みを前提とした場合に、小・中・高等学校に在籍する障害のある子供たちや特別支援学校に在籍する子供たちに対して考えられる教育課程・学習指導の工夫のあり方

## 2. 特別支援教育に関する課題を踏まえた固有の検討事項

### (1). 幼・小・中・高・特別支援学校共通の検討事項

- 障害の「社会モデル」の考え方も踏まえつつ、多様な子供がいることを前提とした教室環境や学校経営・授業づくりを進めるための方策について、どう考えるか
- 合理的配慮の提供について、基礎的環境整備の状況を踏まえつつ、本人・保護者との建設的対話を通じて相互理解を図り、過重な負担のない範囲で障害の状態に応じた対応が全ての学校で図られるようにするための方策をどう考えるか
- デジタル学習基盤の活用について、基礎的環境整備に位置付くものであることを総則等で明らかにすることや、一人一人の障害の状態や特性等に合わせた学び方につながる活用を促すための方策について、どう考えるか。併せて、アクセシビリティ機能や入出力支援装置の確実な活用に向けた方策について、どう考えるか
- 個々の実態を的確にとらえた教育活動の実現に向けた個別の指導計画の更なる充実の在り方やカリキュラム・マネジメントの在り方、また個別の教育支援計画の充実についてどう考えるか
- 障害種ごとに必要な配慮事項（特に、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害における指導上の配慮の在り方等）についてどう考えるか
- 学習活動を行う場合に生じる障害による困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫の改善に向けた方策（各教科等の学習の過程で考えられる困難さの状態に対して、困難さが生じる要因に目を向けた対応）について、どう考えるか
- 1 及び 2 の検討の方向性を踏まえ、障害のある子供たちの教育課程全体に通底する考え方・視座をどのように整理していくか

## 2. 特別支援教育に関する課題を踏まえた固有の検討事項

### (2). 特別支援学校に関する検討事項

- 自立活動の内容の更なる充実に向けた方策や、自立活動の時間の指導と各教科等の指導の関連付けの充実に向けた方策、さらには、子供の自立と社会参加を見据えて、自立活動を学ぶ意義を踏まえた子供主体の自立活動を更に展開するための方策について、どう考えるか
- 知的障害の各教科において、小・中・高の各教科に準じつつ、知的障害の特性や発達段階等を踏まえた構造化の在り方について、どう考えるか
- 小規模化・少人数化が進む障害種の状況も踏まえた、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善のための方策をどう考えるか
- 重複障害の子供たちへの指導や支援の充実に向けた方策についてどう考えるか
- 障害の早期発見・早期支援の更なる促進に向けた、センター的機能を発揮した乳幼児期を含めた相談体制の充実に向けた方策をどう考えるか
- 高等部において、子供たちが希望する将来の実現に向けて、教科指導も含めた学修機会の充実や、特色・魅力ある教育活動の実現に向けた方策について、どう考えるか。また、時代の進展に応じた職業教育・専門教育の展開に向けて、どのような見直しと考えられるか
- 交流及び共同学習の更なる充実のため、どのような方策が考えられるか

### (3). 高等学校に関する検討事項

- 特別な教育的支援を必要とする生徒が高等学校においても急増している現状を踏まえ、個々に応じた適切な指導や必要な支援の実現に向けた方策について、特別支援学校のセンター的機能の活用も含め、どう考えるか

### (4). 特別支援学級に関する検討事項

- 特別支援学級の特別の教育課程の編成・実施に係る改善・充実に向けた方策をどう考えるか。特に、自立活動の指導の改善や、各教科等の学びの充実に向けた方策などをどう考えるか
- 特別支援学級において適切な指導を担保し、特別支援学級の子供たちが交流及び共同学習として通常の学級で学ぶ際に、障害の状態等に応じた適切な指導や必要な支援が担保されるための取扱いをどう考えるか
- 一部には通常の学級を学ぶの場とすることが適切と思われるような子供が特別支援学級に在籍している事例もあることについてどう考えるか

### (5). 通級による指導に関する検討事項

- 自立活動を取り入れることとするための方策
- 通常の学級に在籍する子供たちが通級による指導を利用する場合の特例的な取扱いの見直しに向けた教育課程上の取扱いについて、具体的にどのような制度設計としていくか
  - ✓ 自立活動を取り入れた上で、特に必要がある場合に各教科の指導を行うことを可能とすること
  - ✓ 通級による指導の授業時間数・修得単位数の在り方
  - ✓ 各教科等の目標・内容の一部を障害の状態等を考慮したものに替えることや取り扱わないこと など
- 通級による指導を受けやすくするための方策や、不適切な運用を防ぐための仕組みの構築について、どのように考えていくか

### (6). (1)～(5)を実現する上での環境整備に関する課題

- 各自治体・学校において、合理的配慮の提供をはじめとして、障害のある子供たちの学習機会を保障するために必要な基礎的環境整備の充実や、地域間格差の解消に向けた課題をどう考えるか

# 2

肢体不自由教育における授業力向上  
～深い学びの実装を考える～

先生方は、重複障害のある子供の実態に即した授業づくりと指導の手応えを感じる授業実践を追求し、日々悩みながらも教師としての力量を高めています。

## 次期学習指導要領に向けた基本的な考え方

### ①「主体的・対話的で深い学び」の実装

思考力、判断力、表現力等を発揮する中で、知識の概念としての習得や深い意味理解を促すこと、他の学習や生活の場面でも活用できるような、生きて働く「確かな知識」を習得すること、学びに向かう力、人間性等を育成することが一層重要となる中、「主体的・対話的で深い学び」の実装は、次期学習指導要領に向けた第一の方向性とすべきもの



重複障害のある子供たちの学習の過程における深い学びのイメージ？

深く学ぶ姿を具体的に想起する？



新学習指導要領では、総則において「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」について規定するとともに、各教科等の「指導計画の作成上の配慮事項」として、このような授業改善を図る観点からこれまでも学習指導要領に規定していた指導上の工夫について整理して規定。

## 各教科等

### 第2章 各学科 第2節第1款 **音楽科** 3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、**生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること**。その際、**音楽的な見方・考え方を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさなどを見いだしたりするなど、思考、判断し、表現する一連の過程を大切にした学習の充実を図ること**。

### 第2章 各学科 第2節第1款 **家庭科** 3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、**生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること**。その際、**生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、体験的な活動と知識とを相互に関連付けてより深く理解するとともに、生活の中から問題を見いだして解決策を考え、実践を評価・改善して、新たな課題の解決に向かう過程を重視した学習の充実を図ること**。

## 特別支援教育

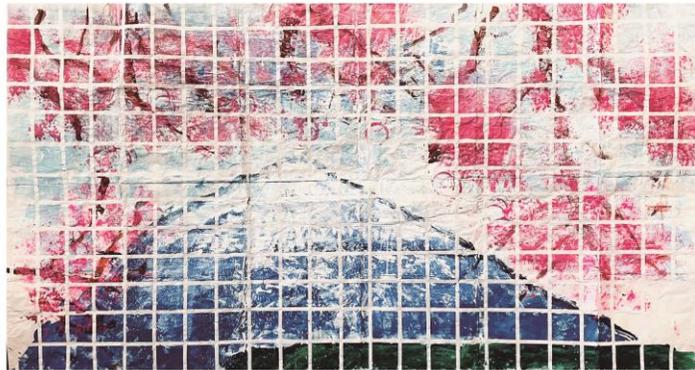
令和7年  
春  
No.91

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 / ISSN-1346-3268 MEXT 67

【特集】  
資質・能力を  
育成するための  
授業づくり

各教科等の「見方・考え方」を働かせる

- 【巻頭言】  
私の夢、私の力
- 【総説】  
資質・能力を育成するための授業づくり  
—各教科等の「見方・考え方」を働かせる—
- 【事例】  
●視覚障害によって生じている困難さに応じた教科の見方・考え方を働かせる授業づくり  
●聴覚障害の特性等を踏まえた各教科の見方・考え方を働かせるための工夫  
●「学ぶ面白さを感じる授業づくり」の取組と高等部「数学科」、小学部「生活単元学習」の実践事例（知的障害教育）  
●小学部「音楽科」の資質・能力を育成するための授業づくり（肢体不自由教育）  
●中学部「保健体育科」の資質・能力を育成するための授業づくり（病弱教育）  
●実社会につながる児童が主体的に学びを進める特別支援学級の取組



【連載企画】

- 連載講座:実践! ICT活用
- 子供をささえるネットワーク
- 卒業生は今
- 研究最新情報
- 教育委員会の取組
- 施策だより

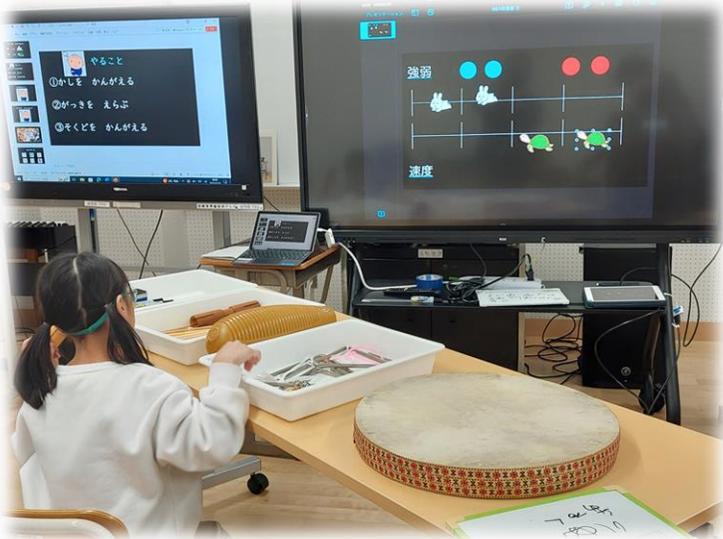
○12年間の学びを見通し、音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、形づくっている要素とその働きの視点で捉え、捉えたことと自己のイメージや感情、生活などを関連付けて考えられるように、主体的・対話的で深い学びからの授業改善を進めている。

○本題材では、既習事項である「器楽」での演奏する技能を生かし、「動物の動き」（歩いたり、走ったり、飛び跳ねたりする動き）に着目して、どのような楽器の音色で表現するかについて、自己のイメージや感性を働かせ思考・発想、楽器の選択、発表、感想や意見の交換をしながら、個々の児童がさらに表現に工夫や修正を加えていく授業である。

○特に今年度からは、題材ごとのつながりを意識するとともに、音楽を形づくっている要素を思考・判断・表現の学習の過程で働かせられるように授業づくりを工夫している。

## 表現方法の工夫(ICT端末の活用)

○音楽を形づくっている要素とその働きの視点で、自己のイメージを膨らませられるよう「速度」、「強弱」を視覚的に捉えながら、表現方法の工夫がしやすいようにICT端末を活用



8小節の区切りを作り、カメとウサギのシンボルを指で操作し、表現したい音や音楽のイメージに合った「速度」、「強弱」を考えられるようにした。



○「強弱」については、前題材で絵譜に丸シールを貼ることで、表現方法を工夫することを学習していたため、児童たちは、その意味を理解しておりスムーズに活用している姿が見られた。

○ICT端末の活用の利点としては、児童が、どの部分を強い音で表現するかなどを考える過程で、試行錯誤しながら修正しやすいこと、シンボルを画面上で大きくしたり、小さくしたりして、より分かりやすく調整できることである。

## 話し合い(多様な考えから新たな創造)

「友達の良かったところ」「自分だったらどんな楽器にするか」「速度や強弱はどうだったか」など、話し合う視点を明確に

「ウサギがみんなでないているよ」という歌詞を作り、楽器はギロを選択した。表現においては、はじめは速く、最後に遅くするという音楽を創作した。

「ラッコがすいすい泳いでいるよ」という歌詞をつくり、楽器はトライアングルを選択した。表現においては、はじめは速く、最後に遅くするという音楽を創作した。

「どうして最後を遅くしたの？」

鳴いているのが鳴き止んでいるようにした（遅くすることでウサギが泣き止んだように表現した）。

トライアングルもいいけど、泳ぐってことは水が“パシャ。パシャ”するから、鈴でもいいんじゃない。

私だったらタンバリンにする。

それもいいかも？

○「（キリンが草を食べている様子を表現した音楽の速度が）速く食べているように聞こえた。」という発言や、ウサギがニンジンを食べている様子を表現した音楽を聴いて「私はウサギを飼っていたことがあるから、ぴったりだと思った（創作した音楽からイメージできた）。」という発言があった。

○これらのことから、「速度」という音楽を形づくっている要素を聴きとって発言していたり、自らの生活経験のウサギのイメージと、音や音楽で表現されたウサギとを結び付けて発言していたりするなど、**思考・判断・表現の学習の過程で音楽的な見方・考え方を働かせ、深い学びにつながっていると考えられる。**



# 重度の子供の深い学びを考える 有効な感覚を生かす



0. 対象は、入学したばかりの小学部1年生。教室で教師の膝の上で「揺れる、弾む」の遊びを好み口角を上げる表情になることが多い。固有覚や前庭覚を含め、諸感覚の活用状況を把握している段階である。最近、自立活動室のエアランポリンで活動を始めた。子供との関りでは、音声での言葉掛けを中心に関わっているが、対象と言葉、言葉の意味理解の状況は不明な段階である。今後の学習内容の広がりについて悩んでいる。

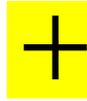
## 1. 子どもの観察から手がかりを探す

例) 帽子をかぶる	→	散歩?(視覚、触覚)
ひげを触る	→	お父さん(触覚)
キーボードの準備が始まる	→	朝の会が始まる?(視覚)
給食のワゴンが運ばれる音	→	給食?(聴覚)

## 2. 使える諸感覚から指導の手がかりを学びに生かす

ひげを触る → お父さん(触覚) 一致している

- ・エアランポリンの素材と同じ素材の切れ端を準備
- ・移動前に教室で切れ端に触れる
- ・自立活動室で切れ端とエアランポリンに触れる
- ・徐々に一致



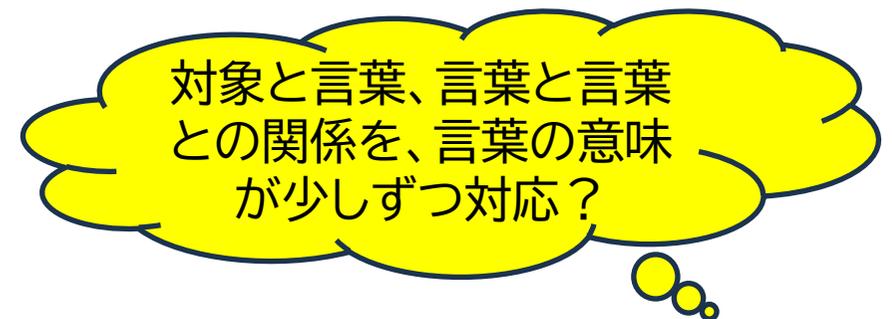
- ・揺れる「ゆらゆら」、弾む「ぽんぽん」
- ・動きとオノマトペが徐々に一致

## 3. 学びを広げる

エアランポリンの切れ端 **+** 自立活動室のマットの切れ端

## 4. 学びの転移(類似点と相違点)

ex) どこ? 体育館  
何? 散歩





新学習指導要領では、総則において「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」について規定するとともに、各教科等の「指導計画の作成上の配慮事項」として、このような授業改善を図る観点からこれまでも学習指導要領に規定していた指導上の工夫について整理して規定。

## 各教科等

### 第2章 各教科 第1節第2款 **国語科** 3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

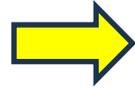
ア 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、**児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること**。その際、言葉による見方・考え方を働かせ、**言語活動を通して、言葉の特徴や使い方などを身に付け自分の思いや考えを深める学習の充実を図ること**。

## 解説(抜粋)

**国語科は、様々な事物、経験、思い、考え等をどのように言葉で理解し、どのように言葉で表現するか、という言葉を通じた理解や表現及びそこで用いられる言葉そのものを学習対象としている。言葉による見方・考え方を働かせるとは、児童が学習の中で、対象と言葉、言葉と言葉との関係を、言葉の意味、働き、使い方等に着目して捉えたり問い直したりして、言葉への自覚を高めることであると考えられる。**この「対象と言葉、言葉と言葉との関係を、言葉の意味、働き、使い方等に着目して捉えたり問い直したり」するとは、言葉で表される話や文章を、意味や働き、使い方などの言葉の様々な側面から総合的に思考・判断し、理解したり表現したりすること、また、その理解や表現について、改めて言葉に着目して吟味することを示したものとと言える。

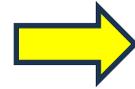
# (例) 自立活動での学びを国語科での学びへ 絵本(オノマトペ)を教材とした授業

対象と言葉を結び付ける



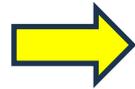
絵本に出てくる「ゆらゆら」「ぽんぽん」の言葉と身体感覚で判断できる言葉を結び付ける学習活動

新たな対象となる言葉を学習し、身に付ける



「ふわふわ」「ちくちく」の言葉に着目して、絵本を活用して、対象と言葉、言葉の意味、言葉と言葉の関係を結び付ける学習活動

新たな対象となる言葉を学習し、身に付ける



人への関心の高まりを捉え、気持ちを表す言葉に着目し、「わくわく」「ドキドキ」など人の感覚や気持ちを表す言葉に着目した学習活動へ展開

表現する方法を身に付け、他の学習場面でも活用する



確実に獲得した「ゆらゆら」「ぽんぽん」をもとに、新たに獲得しようとしている言葉(感覚や気持ちを表す言葉)「わくわく」「ドキドキ」を使って、学習活動への期待を表現する場面や振り返りの場面を設定し、表現する力を高めていく学習活動

ゆっくりでも確実な習得を図り、深い意味理解につなげる  
単元間のつながりを意識した授業づくりとその実践に期待

# 小学部 国語 1 段階 知識・技能

## (1) 目標

ア 日常生活に必要な身近な言葉が分かり使うようになるとともに、いろいろな言葉や我が国の言語文化に触れることができるようにする。

## (2) 内容 **【知識及び技能】**

ア 言葉の特徴や使い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身近な人の話し掛けに慣れ、**言葉が事物の内容を表していることを感じる**こと。

(イ) 言葉のもつ音やリズムに触れたり、**言葉が表す事物やイメージに触れたり**すること。

イ 我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができる。

(ア) 昔話などについて、読み聞かせを聞くなどして親しむこと。

(イ) **遊びを通して、言葉のもつ楽しさに触れる**こと。

(ウ) 書くことに関する事項を理解し使うこと。

ア、イ(省略)

(I) 読み聞かせに注目し、いろいろな絵本などに興味をもつこと。

## 【知識及び技能】について

(1)言葉の特徴や使い方に関する事項	(2)情報の扱い方に関する事項」※1段階及び2段階で身に付けた後に取り扱うことが適当。	(3)我が国の言語文化に関する事項
言葉の働き	情報と情報との関係	伝統的な言語文化
話し言葉と書き言葉	情報の整理	書写
<b>語彙</b>		読書
言葉遣い		
音読		

※【知識及び技能】及び【思考力、判断力、表現力等】に示す各内容は、知的障害のある児童の国語の獲得に関する発達の状態等を踏まえ、1段階及び2段階では扱っていないものがある。

※実態に応じた場面や言語活動を創意工夫して設定し、授業改善を図ることが重要。

# 小学部 国語 1 段階 思考力、判断力、表現力等

## (1) 目標

イ 言葉をイメージしたり、言葉による関わりを受け止めたりする力を養い、日常生活における人との関わりの中で伝え合い、自分の思いをもつことができるようにする。

## (2) 内容〔思考力、判断力、表現力等〕

### A 聞くこと・話すこと

聞くこと・話すことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 教師の話や読み聞かせに応じ、音声を模倣したり、表情や身振り、簡単な話し言葉などで表現したりすること。

イ 身近な人からの話し掛けに注目したり、応じて答えたりすること。

ウ 伝えたいことを思い浮かべ、身振りや音声などで表すこと。

## 〔思考力・判断力・表現力等〕について

A 聞くこと・話すこと	B 書くこと	C 読むこと
話題の設定	題材の設定	構造と内容の把握
内容の把握	情報の収集	考えの形成
内容の検討	内容の検討	
構成の検討	構成の検討	
表現	記述	
話合い	推敲	
	共有	

※学習過程は指導の順序性を示すものではないため、指導事項を必ずしも順番に指導する必要はない。

※実態に応じた場面や言語活動を創意工夫して設定し、授業改善を図ることが重要。

真剣なまなざしで試行錯誤  
どのように組み合わせようかな？

教師：「何をイメージして  
作っている？」  
子供：「松ぼっくりの  
お花畑」

子供の思考  
色、形、素材に着目した比較  
～自分の作品と友達の商品～

教師は、言葉で表現することが難しい  
子どもの思考過程を子どもの姿から想像し、  
学びを看取る力が大切

令和6年度 京都府立井手やまぶき支援学校  
全国公開研究会（授業研究からの提供）



New

肢体不自由教育実践  
授業力向上シリーズ No.13

「**肢体不自由**のある  
**児童生徒**のための**授業**」を  
究める **2**

監修：菅野 和彦 文部科学省初等中等教育局視学官  
(併)特別支援教育課特別支援教育調査官  
編著：全国特別支援学校肢体不自由教育校長会

磨き続ける授業実践と蓄積の継承  
知的代替の教育課程で育む主体的・対話的で深い学び

ジアース教育新社

肢体不自由教育実践  
授業力向上シリーズ No.12

「**肢体不自由**のある  
**児童生徒**のための**授業**」を  
究める

監修：菅野 和彦 文部科学省初等中等教育局視学官  
(併)特別支援教育課特別支援教育調査官  
編著：全国特別支援学校肢体不自由教育校長会

磨き続ける授業実践と蓄積の継承  
自立活動の指導を要とした各教科等の指導

ジアース教育新社

肢体不自由教育実践  
授業力向上シリーズ No.6

新学習指導要領に  
基づく授業づくり

監修：菅野 和彦・川崎 健之介・吉川 知夫  
編著：全国特別支援学校肢体不自由教育校長会

ジアース教育新社

肢体不自由教育実践  
授業力向上シリーズ No.7

新学習指導要領に  
基づく授業づくり  
**II**

監修：菅野 和彦・川崎 健之介・下山 龍人・吉川 知夫  
編著：全国特別支援学校肢体不自由教育校長会

ジアース教育新社

特別  
企画

肢体不自由教育実践  
授業力向上シリーズ No.8

遠隔教育・  
オンライン学習の  
実践と工夫

監修：菅野 和彦・下山 龍人・吉川 知夫  
編著：全国特別支援学校肢体不自由教育校長会

ジアース教育新社

肢体不自由教育実践  
授業力向上シリーズ No.9

新しい  
肢体不自由教育への  
希求

監修：菅野 和彦・下山 龍人・長江 優夫・吉川 知夫  
編著：全国特別支援学校肢体不自由教育校長会

ジアース教育新社

例年10倍の  
読者総力編成!

肢体不自由教育実践  
授業力向上シリーズ No.10

学びの  
連続性を目指す  
授業づくり

「何を、  
どのように  
学ばせたのか」を  
明確にする

監修：菅野 和彦  
文部科学省初等中等教育局視学官  
(併)特別支援教育課特別支援教育調査官  
編著：全国特別支援学校肢体不自由教育校長会

ジアース教育新社

シリーズは新たなシリーズへ!

肢体不自由教育実践  
授業力向上シリーズ No.11

Society 5.0で  
実現する社会を見据えた  
肢体不自由教育

監修：菅野 和彦 文部科学省初等中等教育局視学官  
(併)特別支援教育課特別支援教育調査官  
編著：全国特別支援学校肢体不自由教育校長会

GIGAスクール構想と支援機器等の活用による教育実践

ジアース教育新社

季刊誌

# 特別支援教育

令和7年 秋 第99号

発行日：年4回刊行 3・6・9・12月

価格：900円（税込み）

文部科学省特別支援教育課編集の  
特別支援教育の総合情報誌

関係者必携

## 特別支援教育

令和7年  
秋  
No.99

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 / ISSN-1340-3268 NEXT 97

【特集】

### 各教科等における デジタル学習基盤の 効果的な活用



【総説】  
●特別支援教育における各教科等でのデジタル学習基盤の効果的な活用  
●子供たちの学びを支えるGIGAスクール構想の一層の推進に向けて

【事例】  
●授業のねらいに迫るためのデジタル学習基盤の活用（視覚障害教育）  
●デジタル学習基盤を生かした子供主体の「学びたい授業」の実践（聴覚障害教育）  
●デジタル学習基盤を活用して数学的な思考活動に楽しく取り組む知的障害のある生徒の実践  
●理科におけるデジタル学習基盤の効果的な活用（肢体不自由教育）  
●特別支援学校（病弱）の学びを豊かにするためのデジタル学習基盤の活用  
●特別支援学級における国語科の学びの充実につながる端末の活用

【巻頭言】

あなたは、ひとりではない。

【連載企画】  
●連載講座「実践！ICT活用」  
●卒業生は今  
●研究最新情報  
●教育委員会の取組  
●子供をささえるネットワーク  
●施策だより

### 【特集】各教科等におけるデジタル学習基盤の効果的な活用

- 授業のねらいに迫るためのデジタル学習基盤の活用（視覚障害教育）
- デジタル学習基盤を生かした子供主体の「学びたい授業」の実践（聴覚障害教育）
- デジタル学習基盤を活用して数学的な思考活動に楽しく取り組む  
知的障害のある生徒の実践
- 理科におけるデジタル学習基盤の効果的な活用（肢体不自由教育）
- 特別支援学校（病弱）の学びを豊かにするためのデジタル学習基盤の活用
- 特別支援学級における国語科の学びの充実につながる端末の活用

### 【巻頭言】 あなたは、ひとりではない。

認定NPO法人ミュージック・シェアリング理事長/ ヴァイオリニスト 五嶋みどり

- 連載講座「実践！ICT活用」
- 子供をささえるネットワーク/卒業生は今/研究最新情報/教育委員会の取組/施策だより 等

本誌の購入のお申込みは・・・

- ◆全国の書店  
最寄りの書店等で御購入下さい。定期購読することができます。
- ◆東洋館出版社  
年間定期購読を受け付けております。  
<https://www.toyokan.co.jp/pages/subscribe>
- ◆インターネットからも購入することができます。

